

第九十六回
参議院建設委員会會議録第八号

昭和五十七年四月二十七日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

四月二十日

岡部 三郎君
片山 甚市君
田 英夫君

補欠選任
増田 盛君
大木 正吾君
江田 五月君

四月二十一日

関口 恵造君
後藤 正夫君

補欠選任
成相 善十君
北 修二君

四月二十二日

北 修二君
成相 善十君
栗林 卓司君

補欠選任
井上 吉夫君
園田 清光君
井上 計君

四月二十三日

井上 計君

補欠選任
栗林 卓司君

四月二十七日

大木 正吾君

補欠選任
村田 秀三君

委員

井上 吉夫君
井上 孝君

出席者は左のとおり。
委員長 吉田 正雄君
理事 坂野 重信君
谷川 寛三君
増田 盛君
西ヶ久保重光君

国務大臣
建設大臣 始関 伊平君

岩崎 純三君
植木 光教君
中村 啓一君
堀内 俊夫君
松本 英一君
村田 秀三君
原田 立君
三木 忠雄君
上田耕一郎君
栗林 卓司君
江田 五月君

政府委員

国土庁長官官房
審議官
国土庁水資源局
長
林野庁長官
建設大臣官房長
建設省計画局長
建設省都市局長
建設省河川局長
建設省住宅局長

川俣 芳郎君
高秀 秀信君
秋山 智英君
丸山 良仁君
吉田 公二君
加瀬 正蔵君
川本 正知君
豊蔵 一君

事務局側

常任委員会専門
員

田熊初太郎君

説明員

文部省初等中等
教育局小学校教
育課長
林野庁指導部長
建設省河川局砂
防部長

熱海 則夫君
鈴木 郁雄君
釣谷 義範君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田正雄君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十日、岡部三郎君が委員を辞任され、その補欠として増田盛君が選任されました。

○委員長(吉田正雄君) 理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉田正雄君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に増田盛君を指名いたします。

○委員長(吉田正雄君) 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回、本案に対する趣旨説明は聴取しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○西ヶ久保重光君 本論に入る前に、建設大臣、あなたはきのう、私は朝日新聞で見たんですが、何か住宅建設について非常に悲観的にとれるような発言をされたようです。実は時間がなくて内容を全部見なかったんですけれども、どうも感じが、五十六年度の住宅建設に対して悲観的にとれるよ

うな発言をされたようでありましたが、この点についてあなたの真意のどこををちよつとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(始関伊平君) 住宅建設につきましては、例の住宅金融公庫法が両院を通過して成立していただきましたので、新しいシステムによりまして近くと申しますか、募集を始める段階でございまして、もちろん、金融公庫の公的金融という手段だけで住宅建設をやるわけじゃございませんが、一番有力な方法が実行可能になりましたので、いま私も事務当局も張り切りまして、一生懸命にやっておりますのでございまして。

別にこの記事は、私が記者の方にお目にかかってどうこうしたという関係のものではないと思ひます。一種の推測記事のようなものかと思ひますが、大変な難事業であるということはおもひます。大覚悟いたしております。まあまあ内需拡大の大きな柱であるということ、それから住宅についての潜在需要というものはまだあるに決まっておりますし、いろいろ御批判もございまして、けれども、かなりいろいろな意味で手を尽くした対策を講じていただきましたので、これから一生懸命ひとつ責任を果たしてまいりたいと思つておるわけでございまして。容易でないという認識はございまして、けれども、何か嫌々であるとか、悲観的であるとかいうことではございせんので、これはこういう書き方をされたんでございまして、そういう誤解を与えらるるれば大変遺憾でございまして、とにかく一生懸命やるつもりでございまして、引き続き御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○西ヶ久保重光君 わかりませんが、やっぱり一般の人は、大臣がこう言うんじや、これはなかなか容易じゃないという感じを持つてすよ。だから、私はもう始関大臣を大いに信頼していますからあ

から八月ごろというふうに予定をいたしておりました。

○西ヶ久保重光君 六月から八月という大分大臣、期間が長い。六月から八月では大分間がある。そんなのんびりじゃ困ると思うんだ。やっぱり少なくとも六月の初めぐらいには閣議決定できなくちゃしようがないと思うが、どうなんですか。ひとつがらばつてよ。どうです。

○国務大臣(始関伊平君) 余り間が長過ぎるというところでおしかりをいただきましたが、諸般の準備を急いで進めまして、できるだけ早く閣議決定にこぎつけた、かように存じております。

○西ヶ久保重光君 局長、いいな、君、遅いんじや困るから、なるだけ早くやっ、大臣に一日も早く閣議決定できるように、ひとつそういうように……。

次に、治山治水五カ年計画の投資規模については明らかにしておきます。整備目標についてはどのように考えておられるのか。第六次五カ年計画の整備目標は明らかでないが、建設省、林野庁からその整備目標について具体的な御説明をお願いしたい。

○政府委員(川本正知君) 大河川並びに中小河川の現在の整備率は先ほど申し上げたとおりでございますので省略させていただきますが、新五カ年計画の現在考えております案を達成しました後の整備率は、現在鋭意作業を進めておる最中でございまして、まだ確定はしておらないわけでございしますが、大筋として申し上げますと、先ほど申し上げた当面の暫定目標に對しまして、大河川につきましては六三%程度まで上げたいと思っております。中小河川につきましては二五%程度まで上げたいというふうに思っております。この中でも特に都市河川には重点を置きたいと思っておりますが、それにつきましては整備率を五三%程度まで上げることを目標にしたい、そういうことで作業を進めておる最中でございます。

○政府委員(秋山智英君) 第六次治山五カ年計画におきましての目標を三つ申し上げます。

まず第一点は、山地災害に対する安全水準の向上でございますが、まずは荒廃山地の復旧促進、予防治山の拡充を図りながら、五十六年度末の荒廃山地が先ほど申しましたように十四万ヘクタールでございますが、これを六十一年度末に八万ヘクタールの水準まで持ってまいりたい。

第二点でございますが、水源対策を中心とした事業でございますが、今後の水源涵養機能の拡充強化を図るために、ダムの上流地域の森林の整備、緊急を要する二万ヘクタールの森林につきまして保水量の高い森林に整備、造成してまいりたい。

第三点は、安全な地域社会をつくるために、災害防止とあわせて健全保安林、保健休養の機能を高める森林、約一万ヘクタールでございますが、これを実施してまいりたい、かように考えております。

○西ヶ久保重光君 次に、今度の計画で予備費が調整費になつてゐる。これは名前が変わつてゐるんだけれども、従来予備費で使つたものが調整費となつてゐる。何か特別な意味があるのか、あるいはまた何か内容が変わるのか、この点でございますか。

○政府委員(川本正知君) 新しい五カ年計画の案におきましては、調整費を九千九百億円見込んで計上しておるところでございますが、従来は先生お話しのような予備費ということで、治水事業に關しましても、昭和四十年から始まりまして第二次の五カ年計画、これから毎次の五カ年計画ごとに予備費ということで盛り込まれてきておるところでございますが、五十六年度からスタートいたしました下水道とかいろいろの公共投資に關する新しい五カ年計画につきましても、調整費ということと変わつたのに伴ひまして、治水の第六次の新しい五カ年計画にも先ほど申し上げたように調整費として計上してゐるところでございます。

その両者の性格でございますが、予備費につきましては、計画を策定いたしました当初に想定もできなかったような大変な相当の事態が生じた場合に使用するということになっておりまして、そういう事態が生じない限り、逆に言えば執行されないというような性格のものでございますけれども、調整費につきましては、今後の経済、財政事情あるいは事業の進捗状況といったものを考慮して必要に応じて支出がされることになる、そういうような性格のものであるというふうに理解をしてゐるところでございます。

○西ヶ久保重光君 結局金が使ひやすいということだな。君たちの説明によれば、予備費はなかなか使ひにくい、調整費は使ひやすい。余りむだ遣いされると困るから、その点はしっかりやっでもらわねと、国民の税金だからね。多少といえどもむだ遣いは困る。大体わかるからいいが、その点をひとつ注意してください。

次に、第五次治水事業五カ年計画には予備費としてこれは五千八百億。運用実績は、これはいま聞いたようになかなか使ひにくくてゼロであつた。しかし、今回の第六次計画からは国の経済計画で示された公共投資調整額の内数となり、しかも事業費に対する割合も増大していることを考えると、従来のように実績ゼロということではなく、これを積極的に運用していくべきと考えるが、いま言ったように、といつてむだ遣ひは困る。これはいまの時点で、この調整費を何か過去の実績からこういうふうに使ひたいという予定でもあるのか、あつたらその点をお示しを願ひたい。

○政府委員(川本正知君) 先生おたのしのよう、過去におきましては毎次の五カ年計画に盛り込んでおりました予備費を使用した例というのはございせん。今回の五カ年計画におきまして調整費が従来の予備費よりも広い概念で設定されておるといふことでございまして、先ほど申し上げたような財政環境といったものの変化、あるいは事業の進捗状況といったものに應じて弾力的な運用が図れるということになっておりますので、今後調整費を使用するということが必要になるような事態が生じた場合にはそれを積極的に、またかつ、ただいま先生おっしゃいましたように有効に使用してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○西ヶ久保重光君 治山治水五カ年計画にはそれぞれ重点事項が決められております。しかし参考として示された重点事項は、第五次計画のそれと全く同文であるし、きわめて抽象的で具体的には少しも明らかではありません。公共投資が抑制され、事業費ベースでは減少すらしているという今日の情勢下にあつては、従来のようにまんべんなく事業を進めようというのではなく、より重点を置はつて整備を進めていくことが必要だと思うのでありますが、この五カ年計画で建設省、林野庁は何を最重点に据えて治山治水事業に取り組むのか、具体的に説明していただきたい。前にも幾つか出たけれども、その点を中心にしてはつて答弁を願ひます。

○政府委員(川本正知君) 第六次の五カ年計画の重点事項につきましては、四つの柱を持つております。

第一番目は、著しく整備の立ちおくれであります中小河川、特に先ほど申し上げたような都市河川の整備を積極的に推進する。二番目は、土砂害によりまして最近非常に多くの人命が失われておる事態にかんがみまして、土石流対策といった土砂害対策を積極的に推進する。第三番目は、大河川の災害、これは最近石狩川等多いわけでございまして、そういった重要な河川の整備を促進する。第四番目は、生活用水を初めとしたして増大する水需要に對するための水源開発といったものを強力に推進したい。

こういうことを考えておるところでございます。

治水事業のように長期的な視野に立ちまして計画的にその推進を図る必要があろう、そういう事業におきましては、その重点事項が時点時点で極端に変化するような性格のものではないということを考えておるわけでございまして、ただいま申し上げました四つの重点事項の中でも、たとえば、先ほど申し上げたように石狩川などの近年大

災害が生じた重要な河川あるいは中小河川も、たとえば佐賀県の佐賀江川等を初めとして各地で頻繁に災害が起きております。そういった災害を生じた中小河川対策といったこと、あるいは東京都内の神田川であるとか、あるいは大阪の寝屋川であるとか近年水害が頻発しておると言われております。都市河川対策、それから昨年の長野県の須坂市におきまして一挙に十名の方が土砂害によって亡くなられたという大変な災害がございまして、そういったことから考えまして、土石流発生等の危険性が高い危険区域に人家が集中しているような地域の砂防・浸透に重点を置きまして整備を進めることにしております。

また、こういった河川や浸透におきましては、必要に応じて激特事業といったものなども活用いたしまして、集中的な整備を進めることによって水系全体としてバランスのとれた整備を進めてまいりたいと思っております。

また、水資源開発につきましては、南関東、京阪神あるいは北部九州あるいは現在沖縄でも水需給の逼迫ということが各地域において現実に発生しておりますのでございまして、そういった逼迫地域におきます水資源開発施設に特に重点を置いて整備を図ってまいりたいと思っております。

○西ヶ久保重光君 水資源が出たからちよつと質問するが、群馬県の八ツ場ダム、もうずいぶん時間がたっている。大分金も使ったと思うんだ。これは私が決算委員長時代に現地を調査しようと思つたら、自民党の諸君の反対でできなかったんだが、残念ながら非常なもうむだ遣いをしてるわけだ。重要なダムなんだ。私は立場上ずつと反対してきたんだが、最近はそのあんまり反対もない。建設大臣、これは質問はしないよ、質問はしないが、この八ツ場ダムがでかいのは群馬県にボスが二人いるんだ。これは名前には言わぬでもわかるが、政治的ボスの確執が実はそこにある。現在は社会党や野党が反対しているわけじゃないんだ。群馬県に存在する政治的二人のボスの確執が原因なんだ。これはあなたに質問しては悪いか

らしい。

そこで、いま局長が水資源についてとおっしゃるから、これは結構だ、結構だが具体的になかなか進まぬわけだ。特に八ツ場ダムは一億トン近い貯水量の多目的ダム、私も個人的にはこれは完成した方がいいんじゃないかと思うけれども、こういう立場でいままでも言ったように恐らく何十億の金をいままでも使つてきていると思うんだ。したがつていま、局長、この八ツ場ダムの事務所の開設時期とそれ以来の費用がかかっている。さらに調査の実態、話がつけばすぐにでも仕事ができるのかどうか。さらにまた、話がついても何年かの調査を要するか、この点、それから現在の状況と見通し、もうごちやごちや言わないで、簡潔にひとつお願いします。

○政府委員(川本正知君) 八ツ場ダムは昭和四十二年度から実施計画調査に入つておりまして、引き続き昭和四十五年度から建設事業に着手しております。現在までに、四十二年度から五十六年度までに使いました事業費というものが約三十六億円でございまして。

八ツ場ダムの現状でございまして、地元関係者の生活再建あるいは関連地域の整備を図るということがダム建設事業の促進のために一番重要なこととございまして、そういった生活再建対策の基礎調査あるいは関連地域開発の計画調査といったもののもろもろの調査を実施しますとともに、関係機関と協議をしながら、地元の方々の理解と協力を得られるように努力を重ねておるところでございまして、いろいろと測量あるいは地質調査その他のもろもろの調査を実施しておりますし、また、一部貯水池の末端部におきましては護岸工事等の工事も施行中もございまして。

群馬県が独自の立場で八ツ場ダムの生活再建策というものをおつくりになりました。それを現在地元の各地区において説明会を一巡した、やっと終えたところでございまして、これらの推移を見守りながら関係機関等の協力を得て、できるだけ

地元の皆さん方の協力、理解が得られるようにさらに努力をしていかなくいかぬと思つておりますが、いま先生お話しのように、地元の御理解が得られなければならぬ、この八ツ場ダムは首都圏の水需要に対応するという大変緊急の役目を持っておりますので、できるだけ早く工事に着手をさしていただきたいというふうに思つておるところでございまして。

○西ヶ久保重光君 大体話のつくめどはついていない。群馬県も清水知事がなかなかよくがんばっているのだが、少し対処の仕方が私から見るとどうも余りよくない点がまだあると思うのだな。私はこうしろとは言わないけれども、でないとまたいままでも十五年ぐらいたつていけるのだ。幾ら何でも長過ぎる。いま局長が答弁した水資源と言っているけれども、委員会ではその答弁で済んじやうのですね。済んじやうけれども、具体的にはこういう事例がたぐきあうけれども、これはどうも話にならぬ。それはみんなも決して忘れておるとは思わぬ。一生懸命やっているけれども、具体的にはもう事務所をつくつて十数年たつていける。三十六億という金を使つておる。いまだに見通しもつかぬでは、私はここで始末大臣の責任は言わぬけれども、これは相当考えてもらわぬと困ると思うのだ。このままのんべんだらりといくのじゃこれは承知できない。きょうはこのことを深く追及するつもりはないけれども、これはこのまま進めば、改めてこの問題を私は建設委員会なりあるいは決算委員会等で深く強く追及する必要があると思う。そんなことがないようにひとつ特に心してやつてもらいたい。

それで、いまあなたの答弁で、水資源とおっしゃる。それは結構だけれども、具体的な点でやはりもう少ししっかりとやつてもらわなくや困るということを書いて、何か答弁できる、私の納得できる答弁できるなら答弁していいですよ。

○政府委員(川本正知君) 大変私どもを叱咤激励していただくお話をございまして、ありがたい気持ちで拝聴したわけでございまして。

先ほども申し上げましたように、八ツ場ダムの生活再建策というものも、従来は各地区の説明会にも入れないというような状態が続いておつたわけでございますが、それが最近やつと説明会にも入れるというふうになつてまいりました。その事業を担当しております工事事務所の職員は必死になつていろいろとふだんから、何とかダムが順調に工事に着手できるように努力を重ねてきておるところでございまして。そういった地元情勢も少し変化をしてきておるところでございまして、私どもとしてもさらに最大の努力をいたしまして、先生おっしゃいますようなできるだけ早くダムの実現ができるように努力してまいりたいと思つておるわけでございまして。

○西ヶ久保重光君 大臣、この件については群馬県の清水知事が非常にがんばつてくれているのです。これは建設省の仕事なんだ。知事は知らぬとは言わぬでも、知事はそんなに力を入れぬでも済むことなんだ。しかし清水知事、これは最初は自民党で出たのですが、いまは無所属になつたのですが、その点非常にむしろ建設省の立場よりも地元を考へて積極的な対策をしていただいている。これがいま局長もおっしゃつた、わりあい地元が協力的になつてきた原因なんです。機会があつたらいつか大臣から清水知事に、公文書でなくて口頭でもいいから、ひとつお世話になります。今後ともよろしくという言葉をぜひかけてもらいたい。どうですか、機会あると思つたら、ぜひ私はこのことを含めて、群馬県知事に感謝とねぎらいの言葉をほしと思うんだが、いかがですか。

○国務大臣(始岡伊平君) ダム地点の問題処理につきまして、ただいま大変積極的な御意見をもちて建設省を激励していただきまして、まことにどうもありがとうございます。

大変長い時間がかかりますのは残念でございますが、地元非常に大きな影響がございまして、また、そこに生活の根柢を持つておる皆さんにも影響の多い問題でございまして、諸般の点を十分に考慮いたしまして、知事さん初めまた有力な

政治家の皆さんにも御協力いただきまして、一日も早くこの問題を解決いたしまして、首都圏の水の供給について将来も心配がないように万全の努力をいたしますので、引き続きましてよろしくひとつお願いを申し上げまして、お答えいたします。

○西ヶ久保重光君 そのことは私は、金も要らぬし時間もかかる、非常に効率の高い今後の対策と思うんです。私はよく実情を知っているだけに、これは大事なことです。

そこで関連して、これは河川局長じゃなくて、国土庁の方に一言。来ておりますか。——きょうは来ていないからいいです。

いままた局長の答弁で、都市河川のことがあったんですが、これは非常に重要なことですね。それで先ほどの答弁で都市河川も、こう言っておられたから重ねて聞く必要もないと思うけれども、非常に大事なことでありますから、改めてここでお願いします。

都市河川の整備については、すでに四十六年八月に出された河川審議会の「都市河川対策の進め方」という答申の中で、時間雨量五十ミリ程度の改修を五十五年までに整備するというふうに述べられているにもかかわらず、どうも計画どおり進んでいないようです。都市河川を整備するということは非常にむずかしいということもありましようが、いま第六次五カ年計画も都市河川の整備を最重点にしていることでもありましたから、恐らくそういうふうに行くと思うけれども、対策が思うようにいかぬという原因はいろいろあると思うけれども、一番大きな原因は何か、都市河川整備の進まない原因。さらに、それに対してどういうふうな対策をされようとしておるか、これを伺いたい。

○政府委員(川本正知君) 四十六年の八月に、河川審議会の小委員会から「都市河川対策の進め方」ということで答申をいただいたわけですが、それが、それ以後、都市河川対策につきましては四十七年度からの第四次の五カ年計画並びに前回の第

五次の五カ年計画を通じて、重点を置いて格段の努力をしてきたところでございます。しかしながら、都市河川の整備が必ずしも満足すべき進捗を示していないことも事実でございます。御指摘のようなおくが見られておるところでございますが、これは小委員会の答申の後の経済情勢におきまして、二度のオイルショックを初め、近年の公共事業抑制といったものなどの厳しい財政事情の時代に遭遇したということがございます。また、依然として都市化の進展が見られておりまして、新たに対応すべき治水施設の事業量の増大があつたということもございました。そのほかに

も用地費用の増大とかあるいは騒音、震動等の建設公害防止のための工事費用の増大といった工事の実施に伴う問題、そういったものによりまして改修の費用の単価が多額になってきた、そういうようなことなどのいろいろな要因が重なりました。おくれを見たというふうにも考えております。

建設省におきましても、第六次の五カ年計画におきましても、先ほどから申し上げておりますように、都市河川対策を重要な柱として位置づけまして、さらに一層の努力をしてまいる所存でございます。

○西ヶ久保重光君 次の質問、余りいろいろ言わぬから、あわせて予算面なり制度面でどうなっているか、予算面、技術面でどのようにするんですか。

○政府委員(川本正知君) 都市河川対策につきましては、いろいろと制度的にも思い切った措置を講じてきておるところでございます。その拡充の経過というものを一応御説明いたしたいと思うわけでございますが、第五次の五カ年計画の中におきましてもいろいろな措置を講じまして、都市河川改修の促進ということをやつてきておるところでございます。

順次御説明申し上げますと、昭和五十二年度におきましては、住宅密集地を貫流しているような河川の場合に、河道拡幅が困難な場合、遊水地を上流域に設けまして、その遊水地の中に公園とか

あるいは住宅等の都市施設もあわせて設置することができるよういたしました。水害の防止、軽減並びに平時におきます土地の有効な利用を図るという目的で、多目的遊水地事業というものをスタートさせております。

また、五十三年度には準用河川におきまして雨水の流出抑制を図るということで、雨水貯留事業というものを創設しております。五十四年度におきましては、総合治水対策特定河川事業というものをスタートさせて、流域の保水、遊水機能の確保を図るとともに、治水施設の整備を計画的に推進するといったことを進めてきております。五十五年度には、市街地再開発事業などの活用ということで、河川改修を同時に実施するというようなことで、都市河川総合整備事業というものを発足させておりました。さらに五十六年度におきましては、急激に変化しております大都市の排水のメカニズムに対しまして、緊急的に調整池やあるいは放水路といったものを整備する、そういうことで都市河川緊急整備事業というものをスタートさせております。そういうことで、いろいろと都市河川改修に関します制度の拡充ということをやつてきております。また、事業費につきましても、格段の都市河川事業費を集中して拡大をしているところでございます。

そういうことで、第六次の五カ年計画におきましても、都市河川改修に関する予算の確保と制度の拡充、検討といったものを考えてまいりたいと思つております。

○西ヶ久保重光君 しっかり頼むぞ。

次に林野庁。去る十三日に発表された五十六年度林業白書を見ますと、最近の山村の疲弊ぶりが強調されております。造林面積についても前年比で八％も減少していると報告されております。こうした状態では、わが国の国土の保全、水資源の確保、森林資源の将来にも大きな影響があると思ふんです。このため最近では下流域の公共団体が上流の水源地造成の費用を分担する動きも出ています。林野庁としては今後森林資

源の確保についてどのような方針と対策を持つておられるのか、ひとつお示しを願いたいと思ひます。

○政府委員(秋山智英君) 先生御指摘のとおり、森林には国土保全機能、水源涵養機能その他大変いろいろな機能を持っております。今後私もいたしましては、そういう森林の持つておりますところの多面的な機能を高度に発揮できるように森林の取り扱いをしていかなければならぬということ、鋭意努力をしまいつておるところでございます。特に私もこれから進めてまいるに当たりますと、やはり造林とかあるいは林道というような基盤整備、それから戦後植えられました造林がもう九百万ヘクタールを超えていますので、その間伐をどうやって進めていくかというような問題、それから林業構造を改善していきながら、あるいは林業の担い手を確保しながら定住条件を整備するということがきわめて重要でございます。そういう側面から整備しながら森林をよりよい状態に持つていこうというふうにも考えておるわけでございます。

それから、先生いま御指摘のもう一点、下流の人たちが上流の森林を造成する、いわゆる受益者負担によるところの造林方式でございますが、木曾の三川におきまして造林公社とかあるいは琵琶湖周辺の造林、さらには福岡県の上流地域の造林等につきましても、基金をつくるというような形で、すでにいろいろの方法で造林が進められておるわけでございます。

私どもも、受益者によりましてところの森林造成の費用の負担方式につきましては、昭和四十九年以降どういうふうに分担すべきか、あるいは実態的にどんな形になっているか、さらには推進するための方法としてどういう形がいいかというようなことを鋭意現在検討してきておりました。基本的にはそういう方向に持つてまいりたいと思つております。そこに行くまでの間におきまして、コンセンサスを得ながら全国的に普遍化するにはどうしたらよいか、受益勘定をどういう形で割り

振ったらいかなというふうなことをやはりもう少し詰めていかなければならぬと思ひまして、現在鋭意基礎的な調査に努力しているところでございますが、将来ともこういう問題につきましては前向きで取り組んでまいりたい、かように考えております。

○西ヶ久保重光君 そんな状況でありますから、治山対策という観点から言えば、保安林の指定拡大やその機能の質的向上を図ることが極めて重要だと思ふんです。しかし、保安林の指定状況を見ると、なかなか計画どおりには進んでいないように思ふんです。

去る五十二年三月の第五次計画の審議の際、林野庁の当時の指導部長は、保安林総数八百万ヘクタールを計画していると答弁しております。が、実際はそこまで行っていないように思われる。また、今次五カ年計画ではどの程度予定をしているのか。前の実績と今後の計画をあわせてお伺いしたい。

○説明員(鈴木郁雄君) 保安林の整備につきましては、別の法律でございまして、保安林整備臨時措置法という法律がございまして、これに基づきまして第三期保安林整備計画によって進めているところでございます。その計画におきましては、昭和四十八年度末に保安林七百七万ヘクタールでございまして、これを五十八年度までに百二十三万ヘクタール増加させるということで、八百二十三万ヘクタールを目標として整備を進めたわけでございますが、五十六年度までに第三期計画の増加目標の約八割に当たります九十三万ヘクタールにつきまして指定の手続ができる見込みでございまして、全体目標のおよそ九六%でございまして、七百九十万ヘクタール程度に達する見込みでございまして、残された期間、あとこの法律は二年間でございまして、この残された期間で目標を達成すべく今後とも努力してまいりたい、かように考えております。

○西ヶ久保重光君 長官、現在は木炭もほとんど焼いていませんね。それから、ついでこの間までは

家庭燃料はほとんどまきでした。それがいま農村に行っても山の中に行っても、まきをたいているところは少なくなっています。さらに建築資材。これは以前はほとんど国産材だったわけですが、最近是非常に外材が多い。こう見ますと、国内の森林資源がそう私はめちやくちやにはなっていないんです。が、実際はなかなかそうではない。そのために洪水や土砂崩れがあるというんですが、これは通告してないから概括でいいんですが、いまから十年から二十年前の日本の森林の状態と今日の状態はどうなっているのか。いわゆる木の植わっている面積がだいぶ少なくなっているのか、これはどうなんですか、これは概括でいいです。

○政府委員(秋山智英君) わが国の森林の状態につきましては、戦後鋭意造林をしてまいりまして、現在すでに九百万ヘクタールを超える人工造林地ができています。崩壊地も少なくなりました。森林そのものはそういう形で造林され、よくなっております。問題は、戦後植えられた造林地が現在間伐をする時期に参つてきておりまして、当面緊急にしなければならぬ間伐の面積が約九百万ヘクタールにございまして、私もやはり間伐をしなれば健全の状態に林分を誘導していきませんと、非常に細くなりまして風が弱くなる、それから病虫害に弱くなる、とかというふうなことがございまして、現在はそのような造林された間伐時期に入りました林分を、総合的な施策を講じながら間伐を積極的に進めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それからもう一つ、やはりこれからの林業を進めるに当たりましての最大の重要なところは、農山村に定住条件を整備しながら働く人の場を設けにやならぬ。そういう点にわれわれは鋭意努力しながら、将来の国産材時代に向けまして林業経営を積極化してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○西ヶ久保重光君 建設省、農水省、よく山の

けが崩れます。それで家がつぶれる。これは治山関係か、あるいは河川の近くの建設省の関係か、これは私はかなり綿密に調査をすれば、このがけは崩れる可能性があるとか、崩れないとかわかると思うんだが、なかなか、大洪水とか雨が少し長く降ると方々でがけ崩れで、一人何人が死んだとか何戸壊れたとかということがあるんだが、あれはどっちの責任。建設省、農水省、どうです。

○政府委員(川本正知君) 山地崩壊に伴いますいゆる土石流を含めましての土砂害。そういったものの対策というのは確かに建設省で行っております。砂防事業、それから農林省の方でやっております。治山事業それぞれがそれに対する効果のある事業だと思っております。私も林野庁の方と常々意見調整をいたしまして、十分調整をとりながら、むだのないような効果的な予防対策といたしたものに努めておるところでございまして、それぞれが責任があるというふうなことになるかと思ひますけれども、協調、調整をとりながら進めておるというところでございまして。

○政府委員(秋山智英君) いま河川局長が答えのとおりでございまして、私も建設省と十分連絡をとりながら積極的に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○西ヶ久保重光君 きれいな答弁をしているけれども、実際なかなかそうじゃないことが多いように聞くんだな。よく方々で土砂崩れがある。これはやっぱりそういうところへ行つて、それはそういう場所の家をつくるのがいかぬと言えればそれまでだけれども、それが実態の中でやむを得ぬことなんだから、これはいまの答弁のとおり、早急に、そういう場所は多いわけじゃないでしょうか。早く調査して手を打ってもらいたいと思う。

これはやっぱり治山水はいけれども、大事な面だと思ふから、今後いまいちやっただうに民主的にできるようにやっていただきたい、これは私の方からひとつお願いしておきたい。

国有林野事業は、今年度予算を見ても一千七百億円の資金運用部資金の借り入れのほか、治山事

業についても一般会計から一部財源を受け入れるなど、その経営管理に充てる財源確保に厳しいものがあるように見受けられるが、その実態はどうなっているのか。また、昭和五十五年頃から国有林内の治山事業について一部都道府県が補助治山で実施することになったが、管理主体と施行主体との間には事業箇所等において十分な理解と認識がなければならぬ面があると聞くのだが、林野庁長官は本事業の執行に当たつてどのように認識をし、行政措置をされておられるか。なお、第六次治山事業五カ年計画の国有林内治山事業について、予定箇所等について事前に都道府県と十分な話し合い、事業の執行と推進に当たつてもらいたいと思ふんだが、その見解をひとつお尋ねをしたい。

○政府委員(秋山智英君) 国有林野事業におきましては、従来から課せられております使命を全うするために、先ほど先生からお話のございました造林事業それから林道事業、治山事業というふうな事業を鋭意努力してまいっております。この間、特に最近におきましては、いわゆる公益的機能の側面から、国土保全、水資源涵養という面からの森林の取り扱いが、行政が強くなつておりまして、そういう森林施策を導入しております。また一方におきまして、資源事情等から最近では伐採量も縮減する傾向にございまして、さらに最近では木材の不況等もございまして、国有林野事業の財政事情も非常に厳しい状況に現在あるわけでございまして。

そこで私も、昭和五十三年から国有林野事業改善特別措置法という法律に基づきまして鋭意現在改善努力をし、要員の適正化あるいは事業運営の効率化、収入の確保というふうなことを自主的に努力をしてまいりまして、さらに一方、これと並行しまして一般会計からの財政繰り入れあるいは財政資金の借り入れというふうなことで現在努力をしております。先生御指摘のとおり、五十七年におきましては一千七百億円の財政資金を借用しております。先生御指摘のとおり、一般会計からは五十三年以降保安林内の

造林あるいは幹線林道の建設のための一般会計資金の繰り入れをしております。五十七年には八十七億円を予定しております。また治山におきましても、四十一年以降治山勘定を設けて治山事業を実施しております。また、五十七年におきましては二百五十三億円の繰り入れをいたしました。なお、鋭意努力しております。また、やります。私もこの考え方をしております。また、やります。国有林野事業と申しますのは、木材生産はもちろんでございますが、同時に国土保全、水資源涵養というそういう要請もございまして、また、地域の農山村の振興に寄与しなかならぬという要請もございまして、こういう要請に向けて今後とも鋭意努力してまいらなうということを取り組んでおるところでございます。

それから、御指摘の第二点でございますが、この国有林野事業で治山事業をやっております。おきまして、特に集落に近いところ、あるいは公共施設で直接保全しなかならぬような箇所につきましては、五十三年以来これを国有林野の補助治山事業ということで、これは都道府県が実施する事業としてやっております。そこで私も、五十五年以来、この事業を実施するに当たりましては、施行主体でございますところの都道府県と、その施行地の管理主体でございます営林局長と計画段階から十分連絡をとって進めてまいっております。また、さらに私どもは、この両者の間にそのないよう、まだ始まりましては、二年しか経過していません。今、今後一層そういう意味での連携を図りながら万遺憾なきを期してまいりたい、かように考えるところでございます。

○西ヶ久保重光君 去る第八十回国会におきまして本改正案に対する附帯決議があります。治山治水事業の実施に当たっては、山地あるいは河川の災害危険箇所を重点的に整備することが重要である、これは当然のことなんです。しかし緊急に整備すべき危険箇所の整備状況はどうか、このことについて具体的なものはないにしても大体そういう

箇所はわかるわけですが、その整備状況も計画どおりに進んでいないように思われる。災害危険箇所の改修実績はどうなっているのか、建設省、林野庁からそれぞれひとつ簡潔な御答弁を。

○政府委員(川本正知君) まず、建設省の方から河川と砂防に関する危険箇所対策ということについて報告を申し上げます。河川につきましましては、河川の工物とそれから堤防の両方につきまして総点検をいたしました。その結果をもちいたしまして必要な対策を実施しております。また、河川工物につきましましては、昭和四十九年に多摩川の災害がございましたが、それにかんがみましてその年に点検を実施いたしました。改善措置を行う必要のある施設が約二万三千カ所と見込んでおりました。これらについて昭和五十二年年度から対策を実施してきておるところでございます。五十六年度までに河川工物のうちいわれるわねわねの方が管理しております。河川管理施設につきましましては、七〇％強進捗しております。許可工物といわれる工物でござい

ますが、それについては約一〇％の対策を実施しております。それから堤防の総点検は、昭和五十一年に起こりました長良川の大災害にかんがみまして、全国の直轄河川について点検を行ったところでございまして、その結果緊急に漏水対策を要する箇所が約一千箇所ございまして、これらの総点検の結果を踏まえた対策を五十二年度から着手いたしております。現在までに約三五％の対策を実施しております。

それから砂防関係の方でございますが、土石流の危険箇所につきましては、昭和五十二年に総点検を実施しております。また、その結果土石流の危険箇所は約六万二千三百箇所ございまして、地すべりについては約五千六百箇所が危険箇所と判明しております。しかし、地すべりの危険箇所につきましては、その後昭和五十五年の調査で追加をいたしまして約五千八百箇所となっております。従来からこれ

らの危険箇所に対して対策を実施してきておるところでございます。五十六年度末におきまして整備率が、土石流の危険箇所につきましては約一四％、地すべりの危険箇所につきましては二三％となっております。でございます。

○説明員(鈴木郁雄君) 林野庁におきましても、五十三、五十四年度、両年度に山地災害危険地の総点検を実施いたしまして、その結果全国で約十三万一千箇所の危険箇所があるということが判明いたしました。これら危険箇所にたいしましては、特に対象を考えた上で、あるいは地質、地形、傾斜といったような面から考えまして緊要な箇所から治山事業を実施しております。五十六年度までにその約四分の一強に当たります。三万六千カ所につきまして事業に着手済みでございます。

○西ヶ久保重光君 それぞれ努力はしていると思ふんですが、なかなか箇所も多いし、しかもこれはやらなくちゃならぬことなから、まず精力的にぜひ進めてもらいたい。

それから、いま災害危険箇所に対する御説明を聞いたんですが、何か全国的に見てばつきがあるというふうな感じがするんです。たとえば、北海道は実施率が資料によると四六・九％、近畿地域の管内では二一・八％、これは一つの極端な例かもしれないけれども、こういうふうなばらつきがある。これは何か原因があるんだと思うし、何もえこひいきとは思わぬけれども、やはり全国的なできるだけ平均といつても、あるいは北海道の方が危険箇所の程度が非常に強いということなのか、これはもうどういふことになっているのか、簡潔な御答弁を願います。

○政府委員(川本正知君) 先ほど申し上げましたように、堤防の総点検につきましては五十一年度から五十二年度にかけて実施いたしましたので、その点検結果に基づいて対策につきましては、さきの第五次の五カ年計画は五十二年度から始まっております。作業的にそれには見込むことができなかったことがございまして、計画

的な進捗を図るに至らなかったという点も確かにございまして。しかし、各地建の事情が許す範囲内で極力対策を推進してきたというところでございまして、堤防総点検の漏水対策を要すると思われる箇所の全体を総点検によりまして包括的に把握したということでございます。そういうものと、直ちに危険が急迫しておるというふうなもののばかりではございせんので、他の改修を要する箇所などあわせて、総合的に事情を勘案した上で改修の優先順位を検討すべきものではないかというふうにしてやっております。でございます。

また、河川改修につきましては、いろいろとその間に大災害が起りますと大災害の手当てが必要になることがございまして、また大きな遊水地あるいは水門、あるいはせき等を一連の工事の計画的施行を図っております。また、予算的にもそれらの方に食われるというふうな現状もございまして。そういうこともありまして、各地建ともそれぞれの主要工事を抱えながら改修促進に努力しているところでございます。そういう当面の主要工事といふものが地建によつては、あるいは年によつて異なることもございまして、御指摘のようない地建間の差異といふものも結果として生じたのではないかと考えておるところでございます。

こういふ堤防補強は、今後とも第六次、五カ年計画におきましても重点的しかも計画的な推進を図ることとしておりまして、計画期間内に完了するといふことは無理かとは思いますが、けれども過去において破壊実績のある箇所であるとかあるいは旧河道があったところ、あるいは漏水の実績のあるような重要な箇所については、おおむね第六次、五カ年計画期間内に完了するよう努力してまいりたいと思っております。でございます。

○西ヶ久保重光君 先ほどダム関係で群馬県の八ッ場ダムについていろいろお伺いしましたが、今度は一般的なダムの関係でお尋ねします。戦後、発電用ダムの建設から灌漑、都市用水用のダム、さらに洪水調節機能を持った治水ダムの

建設等、全国の各河川に数多くのダムが建設されてきておりますが、これら現在までに完成したダム数は用途別に分けてどのようになっているか、お伺いしたい。また、その経済効果をどのように見ておられるのか。さらに、現在建設中のダム数、計画中のダムについて、完成後の経済効果についてもどのような予測をおられるのか、伺いたいと思います。先ほどダムのこともやりましたが、これはなかなか問題の多いことでありまして、恐らく予期した進展もないかと思いますが、一応そういったことに対して数字で御説明をお願いします。

○政府委員(川本正知君) 建設省で所管しておりますダムの建設事業につきましては、洪水調節、また流水の正常な機能の維持といったことの治水目的のほかに発電とかいろいろの用水の確保などの水資源対策をあわせて目的としております。多目的のダム事業といったものがございまして、それぞれ直轄とか、あるいは水資源開発公団、あるいは府県が行います補助事業といったもので施行しているところがございます。戦後から昭和五十六年度までの治水ダム並びに多目的ダムの完成個所が二百二十七施設でございます。そのうち、治水目的と水資源開発を目的としておりますダムが百八十五施設でございます。水資源開発を目的としない治水ダムなどが四十二施設でございます。

それで、水資源開発水量が全体で年間百一億立方メートルという水資源開発をしておりまして、その内訳でございますが、目的別に申し上げますと、上水道用水が年間四十六億立方メートル、工業用水が年間三十三億立方メートル、農業用水が二十二億立方メートルでございます。

また、発電を目的に含みますダムは百十九施設ございまして、最大出力の合計が約七百八十七万キロワットでございます。

また、洪水調節、これは二百二十七施設でやっております、合計で二十七億五千万立方メートルの洪水調節容量を確保しております。

それから、現在建設中あるいは実施計画調査中といった施行中のダムは二百九十八施設ございまして、そのうち水資源開発が二百十五施設で、年間百四十五億立方メートルの開発が可能になろうと思っております。また、洪水調節は四十六億四千万立方メートルの容量をさらに確保することができるという予定で進めております。

○西ヶ久保重光君 これは経済効果はかなりあるというわけですね。これは数字ではちよつとあわせぬだろう。しかし、いろいろな意味で、ある。利水効果、治水効果に対して、建設時点と二十年、三十年、さらには五十年たった時点とは大分違ってくるんじゃないかと思うんだ。したがって、利水効果として、そういう場合ダムもいろいろと弱るといふか、耐用年数があると思うが、その点についてはどういふふうに考えておられるか。

○政府委員(川本正知君) ダムそのものが弱るといふことよりは、ダムの貯水池の容量に関して年月とともにいろいろと影響が出てくるということが多いわけがございます。たとえば治水のダムにおきましては洪水流量をダム貯水池に貯留いたしまして、そして下流の洪水を軽減するというところでございまして、そういう容量が必要である。また、利水のダムにおきまして、これは河川の水量が豊富な時期にダムの貯水池に流量をためておきまして、河川流量が減少しました洪水のときに下流へ放流いたしまして下流で利水者が取水できるようにするというようなことでございまして、やはりそういう利水のためのダムに関する容量が必要なのでございます。

先生たまたまお話しのように、年月が経過いたしますと土砂が堆積するといふようなことで容量が減少することも考えられます。そのためにはダムを計画するに当たりましては、百年分の堆砂容量を計算いたしまして、最初からその堆砂容量分を総貯水量から除いて、先ほど申し上げたような治水あるいは利水のための容量を設定しておるわけでございます。そういうことで堆砂容量の計画をいたしましては百年分を見込んでおるところでございます。

ろでございまして。

○西ヶ久保重光君 いまもちよつと触れましたが、ダムをつくってからのいろいろな条件によって変わる。たとえば砂がたまる、流れが変わる、そういうふうなことでありまして、いま言ったように、治水、利水の有効機能が後退することがあるのは当然だと思ふんです。それで、そのことは自然の摂理で片づけられては困るのであって、土砂埋没をいかに防止するかという方策は、これは必要であります。さらに、水源涵養と保安林の整備事業を積極的に推進して、これは林野庁の範囲ですが、山腹崩壊等に対して治山事業を、また溪流の荒廃に対しては砂防工事、これは先ほどもちよつと問題にしました。こういうことをひとつ積極的にやっていかなければならぬだろうし、また埋没土砂の著しいダムに対しては、機能回復あるいは砂利資源の確保から、埋没土砂の排除、掘削あるいは採取する。これはなかなか容易なことじゃないと思うけれども、ダムを有効にするためにはこれが必要だと思ふんです。これらの問題について、建設省あるいは林野庁はどのような施策をしておられるか、またしようとするか、お聞かせをお願いします。

○政府委員(川本正知君) ダムの土砂埋没を防止するためにも、貯水池の土砂の流入を山においてとめるということが必要になるわけでございます。そして、そういったことからいまして、砂防事業というものが非常に有効に働くわけでございます。砂防事業の面からも従来より重要な水源地域の保全ということを積極的に対応してきておるところでございます。五十二年から、ダムが有しております諸機能を長く保持するために貯水池対策砂防事業というものを設けました。いわゆる治水効果のあるダムの上流に砂防対策を実施するということで、ダムへの土砂流入ということができるだけ少なくするという事業を実施してきておるところでございます。すでに幾つかのダムの上流においてそういうものを実施してきておりまして、第六次の五カ年計画におきまして、そう

いったものについて、ただいま申し上げたような方針に基づいて実施してまいりたいと思っております。ところでございまして。

それから、ダムに入ってしまった堆砂に対する対策ということも必要でございます。たとえて申し上げますと、天竜川水系などは非常に堆砂の著しいダムがあるわけでございますが、そういうダムに対しては、貯水池に入ってしまった堆砂の対策を実施することが非常に重要でございます。直轄の、たとえば美和ダムとか小沢ダムとかいのがございまして、こういったものについては、すでにしゅんせつを行う、あるいは貯水池の上流端に貯砂ダムを設けまして、そこでさらに骨材の活用も考えながら堆砂の排除を行うというふうなことをやっております。

また、五十四年度から建設省の所管ダムにつきまして貯水池保全事業というものを新設いたしまして、現在十一のダムにつきまして、先ほど申し上げたような貯砂ダムを設けたり、あるいは堆積いたしました土砂の排除とか、そういうことで骨材、砂利資源への活用というものを積極的に促進することとしております。

電力のダムにつきましては、容量が低下したということから、直ちに直接発電の機能が低下するということはないわけでございますが、やはり堆積によって貯水池の周辺に対する影響というものが出てくるおそれがある場合、そういうダムにつきましては、それに対していろいろな対策もしております。また、電力会社等が砂利開発業者と提携いたしまして埋没対策というものを実施しているケースもございまして、今後ともそういう関係者との調整を図りながら、必要な措置を講ずるよう指導してまいりたいと思ふます。

○政府委員(秋山智英君) 土砂の流出あるいは崩壊のおそれのあるそういう森林につきましては、私どもも、土砂流出防備林あるいは土砂崩壊防備林というものを保安林に指定いたしまして、その流出を防ぐというふうな方法をとると同時に、水源涵養上必要な森林につきましては、先ほど来御

説明申し上げておりますとおり、水源涵養保安林に指定いたしました、土砂の流出防備と水源涵養のための施策を講じ、そのための森林の取り扱い方につきまして十分指導し、実施してまいっておりますところでございます。

また一方、保安林に指定いたしましたから、その保安林の中の機能を高めるためにはいろいろと取り扱いが必要となつてまいります。

まず第一には、荒廃地の復旧整備でございますが、これにつきましては、先生のお話のとおり、治山事業を積極的に進めておるわけでございまして、特に私ども、ダムの上流域の水源地域につきましては、最近力を用いてまいりまして、昭和五十四年からは重要水源山地整備事業ということで小さいダムをたくさんつくりまして、低ダム群を幾つかつくりまして、それによって土壌の流出を防止するというような方法を採用しておりますが、さらに五十六年からは、その中で特に重要なところにつきましては、特別重要水源山地整備事業というのををつくりまして、これはもちろん崩壊地の復旧整備、保水力の高い森林をつくるわけでありますが、特に森林のつくり方につきまして、従来の一段の山に、今度二段林というような形で、二段階の山をつくりながら土壌を緊縛させ、水源涵養を高めるといふような方法を導入いたしました、森林の活力をより持たせ、緊縛力を持たせまして、ダム等への土砂の流入を防止するというふうなことを積極的に取り組んでおります。

これからの水源涵養の需要につきましては、ますます重要となつてまいりますので、私どもといたしましては、いま申しましたような方法をこれから積極的に取り組みましてその保全に努力してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○西ヶ久保重光君 せっかくつくったダムがそういうことで効果を減退させては困るので、ぜひお願いしたいと思つております。

それで河川局長、埋没土砂の排除とか掘削とかいうことを簡単に言うけれども、なかなかやれない

と思ふのだな、実際。現在までにかなり土砂が埋まって非常に困ったダムがあつたと思ふんだが、そういうのは掘削なり改修して、原形に服さないまでも、原形に近づくまで改修したような実例がありますか。あつたらちよと……。

○政府委員(川本正知君) ダムの貯水池にたまりました土砂を完全に取除いたというケースはないかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、直轄ダムの例で申し上げますと、天竜川の水系に美和ダム、小沢ダムという二つの大きなダムがございまして、これについては、砂利資源活用ということもあわせて相当の土砂掘削、しゅんせつといったものを行つておるところがございまして、そういった意味で効果を上げてつたところがあるというところでございまして……。

○西ヶ久保重光君 いずれにしても、水害日本にあっては、災害から国民の生命、財産を守るため、河川改修、砂防対策等を積極的に進めていかなければならぬと思つております。また同時に、治水、治山対策を進めていくためには国民の理解と協力が不可欠でありましよう。

そこで提案するんですが、建設白書は毎年出ていますね。もちろんその中に河川関係もかなり書いてあるんですが、河川白書というものを一つとして発表する。国民の理解と協力を得るためにひとつこういうことも考えたかどうかと思ふんですが、始末大臣、あなたの在任中に、これはいいことだと思ふんですが、河川白書、これは簡単にそう言つたからといってすぐ、役所だから、はいはいということじゃなければ、努力は必要だと思ふんだ。昔から水を治める人は——政治家は水を治めることが非常に大事だと言われておる。したがって、始末建設大臣の代に河川白書というか、水に対する一つのあれを国民に示すことは非常に大事だと思ふし、いいと思ふんですが、これは私の提案だから、もうノーでも何でもいいんですよ。一応この委員会で西ヶ久保委員が提案をしたと、これに対して御所見のほどを、これは後から河川局長が追加してもいいよ。君が先にやるか。じゃ

特にひとつ河川局長先に。

○政府委員(川本正知君) 大変失礼いたしました。先生ただいまお話しのように、河川行政をやっている者が一般の国民に対するPRが下手だという御批判があるわけでございまして、私どももよく耳にもするわけでございまして、治水事業の必要性ということにつきましては、いまお話しのように、建設白書の中でも「国土保全と水源対策」という一つの項を起して重点的に記載をしておるところでございますが、それだけではございまして、そのほかにも、いわゆるわが国におきます災害を受けやすい社会的条件といったものと、それに対して治水事業の実態といったものを広く国民の方々に理解していただけるような資料を作成しております。たとえば「水害のない国土をめざして」、「二十一世紀の河川」、あるいは「わが国の河川と外国の河川」、こういったようなパンフレットといひますか、広報資料というふうなものを作成いたしまして広報活動には努めておるところでございますが、先生のたゞいまの河川白書というふうな貴重な御意見、これを十分体しまして、今後とも広報面についても積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

また、いま申し上げた印刷物以外にも、現在でも四月は「河川美化月間」、現在実施中でございまして、六月には「がけ崩れ防災週間」というものを設けております。また、七月には「国土建設週間」、それのほかにも「河川愛護月間」、七月いっぱいというふうなことにいたしまして、いろいろなそういった催し物を通じて国民の河川に対する認識を深めていただく。地域の住民の方々と一体となつて河川を美しくする、あるいはわが国土を安全にかつ美しく保全するといったことの必要性を、さらに広く国民の方々に訴えてまいりたいと思つておるところでございます。

○西ヶ久保重光君 大臣の御所見をひとつ最後に。

○國務大臣(始末伊平君) 大変深い蓄積されました知識を持っていろいろな点にお触れになつてた

だいま質問をされておまして、該博な知識に私も敬意を表しております。

いまお話しございましたように、建設省の仕事はいろいろございまして、その本家本元とも言うべきものはやはり河川だろうと思ひます。昔から「水を治める者は国を治める」と申しますか、政治の大本が治水ということであつたというふうなこともございまして、一方、私は選挙区が小さくなつたんですが、もとは利根川と江戸川の分かれところですね、あの辺が、野田とか関宿とかというところが選挙区でもありまして、あの辺ちよいちよい行つたんですが、川が見えない。いつ行つても川を見るのができない。非常に堤防が大きくなりまして、山のようになつておる。もう大体治水事業というのはいいんじゃないかと思つておりました。建設省へ参りまして、そうではないことがわかつたわけでございまして、依然として治水事業、利水、両方大変重要だということがわかつたわけでございまして。そんなことでございまして、世間の人を啓蒙するためにも、建設白書の中から河川の部分だけを除いて別の河川白書というものをつくるのがいいかどうかは別といたしまして、いろいろ苦労してやつておられる。また山の方の行政と申しますか、治山とも非常に深い関係があるというふうなことでございまして、そういう点を一緒にいたしまして、もう一つとPRいたしまして、こういう事業に対する国民の関心を深めるといふことは大変適切な御提案だと思つてございまして、検討させていただきます。御趣旨に沿うように努力したい、かように存じております。

○西ヶ久保重光君 それは私も、こういう提案をしたからすぐできると思ひませんが、やっぱり私は必要だと思ふんです。しかし金もかかることだし、いろいろあるから容易でないけれども、そういうことを踏まえて建設白書の中に治水面を大きく取り上げるというところはできると思ふんだ。そういう努力をやつて、河川白書が出せぬけれども、そのかわりに建設白書の中に大きなウ

エートを含めていくということができると思うから、これは官房長、心しておいてくれ。いいか、本当だよ。これはぜひひとつ強い要望として……。

最後に、河川局長、これは細かい地元の問題だけれども、実はことはサケの放流がはやっただけでも、どこでもいふんやっている。そうでしょう。

利根川でも群馬県がやっただ、この間知事を先頭にサケを返せというので、それで十萬匹ぐらい前橋の県庁裏で放流したんだが、問題は、三、四年後におサケ様が帰っていらつしやるが、どうも利根川の大ぜきでストップさせられるというんだな。何か聞いたら建設省は大丈夫らしいよ。流したからそう言われるんだな。しかし流したんだから帰ってきてもらいたい。そこでも群馬県では、豊岡の利根大堰、魚道はあるけれども、あれではサケが帰ってこれないんだという非常な大きな危惧がある。そこで建設省に聞いたら、大丈夫ですと言ったんだ。大丈夫か大丈夫でないかは知事さんにはわからぬ。

そこで、これはいますぐ改修とは言わぬが、もし何かの試験的なことでもやって、サケが帰ってこれないかもしれない、遡上できないというようなことがわかったら、これはやっぱり改修をしてもらいたいと思うんだ。サケの帰る程度の改修ならば洪水なんかにとってもそう大して影響はないと思うんです。もう全部外せというんじゃないから、これは私も素人だからわからぬから、県民の非常に強い要望があるので、知事初めぜひもうしてもらいたいというわけがある。

大臣、あなたは八ッ場ダムには知事に仕事さしておいて、片方では知事の言うことを聞かぬというのでは困るね。だからそういうことも、知事が言っているんじゃないよ、私がうがったことを言うんだが、あなたはいま言ったように上るといって確信をお持ちのようだが、これは実際はわからぬ。一応地元の者と一度立ち会って見てもらいたいと思うんだ。そして、こういう実態だから必ず上りますということがわかってもらえばいいし、わからぬ場合には、具体的になったときに、もしどう

してもだめな場合には改修するというこれはお約束かな、でも大変いいと思うんだが、その点をお聞きして、私の質問を終わります。

○政府委員(川本正知君) 利根川におきまして、前橋から下流、河口に至るまでの間に大きなせきが二つございまして、水資源開発公団が管理しており、また利根大堰と利根川の河口せきというものがございまして、これらのせきにつきましては、いま先生がおっしゃいましたように、全国のせきの中では最もりっぱな部類に入ると私は考えております。魚道が設置されております。幅が十メートルから十五メートルぐらいのものになるわけでございまして、こういった魚道がありますために、現状では格別に支障が起きているというふうなことも聞いておりません。

今後しかし、先生おっしゃいますような利根川におきますサケの遡上状況といったものを見まして、いま御要望の多かった群馬県であるとかあるいはせきの管理者といった関係の行政機関とも協議をいたしまして、魚道の拡大等の対策の必要性については十分調査研究してまいりたいと思っております。けれども、地元の方々がそのせきをございまして、サケの遡上に対して御心配がないように、これはもう十分、それこそ先ほど話がございまして、うふうな面のことでございまして、せきを十分御案内いたしまして、御心配ないようなことになさしていただくように努力をしてまいりたい、また管理者の方にもそういう指示をしたいと思っております。

○委員長(吉田正雄君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時十分開会

○委員長(吉田正雄君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○原田立君 法案の質問に入る前に、談合問題で若干大臣並びに局長にお伺いしたいんであります。二十三日の報道によりますと、日本建設業団体連合会の公共工事委員会が、指名競争入札にかえて、制限につき一般競争入札を原則とするという基本方針を出したと言われております。

(委員長退席、理事増田盛君着席)
これについて、これは新聞の報道ですからあれですが、これは建設大臣の方に報告して、そうして中央建設業審議会に提案されるということのようございしますが、そういうこと。それから本日の新聞によりますと、公取委員会が土工協の木村平元協会長に対して強制聴取を行ったということが報道されております。また、きのうの新聞で、東京都の入札制度検討委員会が二十六日午前、談合、横算価格漏洩防止を目的とした十項目の改善策を都知事に申請した、こういうふうな一連の動きがずっとここであるわけでありまして、これも、これらについて、いままでの指名入札制度から一歩踏み出した制度の導入というふうに思えるわけでありまして、御所見はいかがですか。

○政府委員(吉田公三君) ただいま御指摘の点でございしますが、日本建設業団体連合会の中の公共工事委員会、ここにおきまして指名競争入札制度の見直しの検討に入るといふような記事を新聞紙上で拝見いたしました。この内容につきましては、いわば検討に入るといふ段階でございまして、私どもの方に正式に報告と申しますか説明をいただいておられるわけはございせんが、日本建設業団体連合会におきましてこういった方向で検討を進められまして、正式に意見をまとめたといふたしますれば、同団体はそもそも中央建設業審議会に委員も入っておられるわけにございまして、で、こういったところの意見がまとまれば、中審査の方に御意見が出てくると思っております。そういう御意見が出てまいりますれば、中審査の方ではこれは御議論が当然されるものと思っております。

でございまして。

それから、けさの新聞の公取が聴取をしたというところでは、土木協から事情を聴取しているというところは公正取引委員会から連絡を受けてございまして、この事実については承知しているわけにございしますが、詳細につきましては、これは公正取引委員会独自で調査されているわけにございまして、この内容はどうかであるかということとは私も存知しないわけにございまして。本件につきましては、公取委の調査を見守るということだと思います。

それから第三点、東京都の方で十項目、これも資料を私どもにいただいております。東京都を初め公共団体におきまして、一つの談合問題を契機といたしまして、入札問題の合理化について非常に真剣に取り組んでおられるわけにございまして、こういった結果、東京都の方でこれは中間答申という形で知事に御答申があったようございしますが、東京都の方でもこういった面に努力をされておられるわけにございまして、私も以上三つの点よく踏まえまして、今後の中央建設業審議会におきましては、入札方式でございまして、入札手続の検討でございまして、こういった問題について御審議に入られてまいるわけにございまして、審議会として結論がまとまり次第御建議があると思っております。建設省といたしまして、この審議結果を受けまして所要の改善措置を講じたいというふうに思っているところでございまして。

○原田立君 それでは法案に入りますが、第六次五カ年計画の事業規模についてであります。治水事業第五次計画の投資規模に比べて一・四七倍の予算規模で五カ年の計画がなされておりますが、今日の財政状況から判断して、この計画規模はただ単なる計画で終わることになりはしないかと心配するわけにございしますが、その点についていかがでしょうか。現在再建途上あるいはゼロシーリングを強いられる今日、五十九年度まではともこの計画どおりにはいかないんじゃない

かと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(川本正知君) 第六次の治水事業の五カ年計画案につきましては、新経済社会七カ年計画との整合性を持たせまして、総投資規模が十一兆二千億というところでお願いしておるわけでございます。そのうち治水事業費は八兆二千五百億円でございまして、その年平均の伸び率を申し上げますと、五十六年度の事業費を初項としたしまして九・四％でございまして、これは、現在五十六年度まで行っております第五次の五カ年計画の年平均の伸び率が二％であつたわけでございまして、これに比較いたしますと相当大幅に下回っております。

しかしながら、いま先生おっしゃいましたように、現実の問題といたしましては、五十七年度の治水事業の予算もゼロシーリングということからいたしまして、対前年度に比較いたしましてわずかに一％増ということにとどまつておるわけでございまして、こういったこと、あるいはいまおっしゃいましたように、財政再建が行われておるといふそういった財政の厳しい現状から見ますと、まことにむずかしい環境に現在おるといふことを実感として感じておるわけでございまして、

しかし、治水事業といふものは、先ほど来お話もございましたが、「水を治める者は国を治める」といふ言葉のとおり、国土の保全と開発を図つて国民生活の安全と向上に資するという最も根幹的な基本的な事業でございまして。しかしながら、昨年の各地に起こりました大水害の実態を見ましても、また現在の各治水施設の整備水準がいまだきわめて低いという現状から見ましても、治水事業の重要性といふことが緊急性をいつたものはきわめて大きいと思つておるところでございまして、この計画的な、かつ積極的な推進を図つていかなければならぬというふうに思つております。

厳しい財政環境の中ではございますが、本年度はすでに予算の大幅な前倒し執行というものが実施しておりますのでございまして、そういったもの

のも含めて、あらゆる機会を通じて計画の達成に最大の努力を払つていきたいと思つておるところでございます。

○原田立君 大臣、いまも局長が答弁したけれども、この治水事業、私のいまの指摘は、一・四七倍というふうな伸び率が確保できるのかどうかと、これをまず指摘したわけなんだ。それに対していま局長はいろいろ答えていたけれども、実際問題、要するに等伸率で水の問題のときには、計画は九・四％ずつ増加していくようになっておる、予算でね。ところが、第六次五カ年計画の計画では一兆三千六百七十億の計画がしてあるのに、実際には一兆二千六百三十二億、もう千三百八十八億円少なくなつておる。年次の計画当初から減つておるんです。

それからまた、治山関係から言いますと、等伸率で一・〇三％、そうして五十七年度では、計画では二千三百九十三億円、これが実際に予算化されておるのは二千七百七十三億円、二百二十億円も減つておるんです。そうしますと、閣議決定やなんかでされておる計画、あるいは建設省や林野庁でつくつておるこの計画、これがいよいよゆる計画です。それから、これから先の絵をかいておるんだから、絵なんだと言つてしまえばおしまいなんですけれども、だけれども、絵にしろてもやはり実現性のあるもの、公約したことは、約束したことは実行していくというところになればこの約束は無意味になつてしまふ。実際には非常に無理なんじゃないかというところを予測するんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(始関伊平君) この治水事業につきましては五カ年計画といふものをつくつておりますのは、長期にわたつて確実に治水事業の遂行を図つていくという趣旨と思つておる。そしてその五カ年計画に掲げられた数字はその年々の予算案によつて確定する、こういうことになるべきでございまして、ただいまの財政再建、それから公共事業の三カ年間のいし四カ年間の前年並み据え置きというふうな事態になりまして、こういった

たふに予定いたしました伸び率に達しないといふことはもう私も大変残念に思つております。しかし、やはり新しい五カ年計画をつくりまして、それを一つのにいたしましてできるだけ、財政の窮乏な中ではございまして、治水事業の予算を確保していきたい、こういったような態度でございまして、御理解をいただきたいと思つております。

○原田立君 理解をしないから質問しているんです。じゃ局長、治水関係で先ほど指摘したように、一兆三千六百七十億円という計画が一兆二千六百三十二億でしよう。それで現実に千三百八十八億も当初の年からずれて入っているわけなんです。それで九・四％の伸びだなんていうのは明らかに無理だらうとさつきから指摘しているんです。計画がらう立てなきやうがないんでしようとお大臣は言ふけれども、そんなことではちよつと御答弁とは受け取りがたいんです。もう少し当局として……

○政府委員(川本正知君) 先生ただいまおただしのよう、第六次の五カ年計画の年平均九・四％という伸びを想定、年平均でそうなりますので、そういった金額から想定いたしますと、五十七年度の予算の実績が約一千億円ぐらひ下回つておるという実態でございまして、これは先ほど来申し上げましたように、現在の財政環境の厳しきといつたことからそういう結果に相なつたといふこととでございまして、まことに残念でございまして、しかし、今後の六十一一年までの五カ年間にございまして、先ほど来申し上げております治水事業の重要性といふことが、そういったものから考えますと、できるだけそれに達成をするような努力をしていかなきゃいかぬというのが私も直接担当しております立場の者の責務でもございまして、そういったことから今後の努力を傾注してまいりたい、そういう覚悟を改めてまた申し上げる次第でございまして。

○原田立君 治水関係では、第一次計画では三千六百五十億の計画のところ四千三百五億、これは

ずっと予算より上回つたわけなんです。第二次の場合も上回つておる。第三次の場合は若干下回つてはいるけれどもほぼ同じだと。第四次になつて三兆円の目標が二兆八千三百五十五億でこれは大変目減りしてありますが、第五次では五兆八千八百億円が五兆八千六百四十億、まあまあ大体計画どおりになっていることになるんだけれども、それにしてもみんなずつと表を見ても、当初の計画に対して、たとえば第五次なんかにしても昭和五十二年七千五百五十四億円という計画に対して九千二百五十七億という実績がある。これに比べてみると、第六次の方は一兆三千六百七十億という目標を掲げながら実際には一兆二千六百三十二億、千三百八十八億も減つておるわけなんです。最大の努力は払つと、それは結構十分やつてもらいたい。だから大臣、局長は一生懸命やると言ふんだけれども、大臣はその後をしっかりと押してもう少し増加を目指すように努力してもらわなきゃいけないですよ。いかがですか。

○国務大臣(始関伊平君) いま局長が申したのでございまして、近いうちに公共事業費の上半期前倒しの一つの後始末的な意味も含めまして補正予算による追加投資等も行われるかと思つていますが、そういったいろいろな機会をつかまえて、いま申しましたとおり、せつかくの五カ年計画でございまして、このように努力をしたいと思つておりますので御理解をいただきたい、かように存じます。

○原田立君 治山事業五カ年計画にしても、第一次、第二次は計画よりも上回つていますが、第三次が若干下回つておる。第四次も下回つた。それから第五次が、これも下回つておる。第六次において先ほど申し上げたように二千三百九十三億円の計画が実際には二千七百七十三億円、二百二十億円マイナスしておる。これも等伸率は一・〇三％です。ずつと伸びていかなきゃいけないんですけれども、一兆四千七百億円の第六次の計画どおりの治山事業予算の獲得は大丈夫ですか。

○政府委員(秋山智英君) 治山事業につきましては

も、本年度の予算につきましては先生御指摘のとおり、若干計画に対して下回っておるわけでございます。しかしながら、やはり治山事業の重要性と申しますか、これからの山地崩壊防止、水資源涵養、環境保全等きわめて重要な問題が山積しておりますので、私どもも今後の重要性にかんがみまして、できるだけ機会をとらえてこの計画を達成し得るよう最大の努力をしてみたい、かように考えておるところでございます。

○原田立君 ぜひ最大の努力を払っていただきたい。計画よりもっとよけいに予算投下してやってもいいと思う。それは人間だって五十年たてば五十歳で、ばけて、ばけてくるという老化していくんですから、自然界だって当然だろうと思います。だから、五カ年計画だなどというよりか何と云うのか、永久法律であつてしかるべきようなものであつて、五カ年、五カ年で見かえをしているわけなんでありませうけれども、計画以上の予算獲得にせつかく御努力をお願いしたいと思います。

それから、治水事業の方で若干お聞きしますけれども、第五次治水事業の達成率を見てみると、全体を一〇〇とすると、河川が一〇五％、ダムが八七％、砂防が一〇三％、機械が九一％ということになっておりますが、この達成率のアンバランスのあるところ、たとえばダムの方が八七％、機械等においては九一％というふうなアンバランスは一体どこから生じているんですか。

○政府委員(川本正知君) 第五次の五カ年計画につきましては、達成率が全体では一〇〇％ということになってございませうけれども、いまおたしのようになら、河川、砂防についてはそういうことになつておりますが、ダム事業が相当下回つておるといいますか、相対的に非常に低くなつておるといふことになつて、八六％という達成率になつておるわけでございます。

先ほど第五次の五カ年計画が、五十二年であるいは五十三年度非常に年度の事業費がたかさんつた、そういったことがお話しございましたけれども、

も、五十二年と五十三年度には補正予算が組まれました。そういったことから第五次の五カ年計画の達成に非常に幸ひしたわけでございますが、(理事増田盛君退席、委員長着席)

その際に、ダム事業につきましては、その工程をあらかじめ綿密に立てておきまして、それに基づいて計画的に実施するというような性格のものでございまして、また、山間部におきまして工事をやるというケースも多ございまして冬期間施工しにくいプロジェクトが多いというふうなこともございまして、補正予算は秋遅くぐらいに成立するといふケースが多ございまして、そういったことから河川改修あるいは砂防事業といったものに補正予算を多く回したということがございました。そういったことから結果的に、ダム事業が計画で見込んでおりましたよりも相当低い実績になつたというところであらうと思います。

しかし、実施額を平均伸び率で見ますと、ダムの伸び率は、五十一年度の予算額を初項とした場合に二二％の平均伸び率になつておりました、五次五カ年計画の治水事業全体の伸び率が二二％でございまして、それと同じ程度の伸び率は確保はしておつたということでございます。

○原田立君 第六次の治水事業五カ年計画の重点事項は次のとおりとすると、四項目挙げておるわけでありませうけれども、その個々に対してどういふふうに取り組むのか、具体策を示してください。

○政府委員(川本正知君) 第六次五カ年計画の重要項目は四項目でございまして、それは、一つは「中小河川、都市河川対策の強化」でございまして、二つ目が「土石流対策等、土砂害対策の強化」でございまして、三番目が「重要河川の整備」でございまして、第四の柱が「水資源の開発」でございまして、これらの整備目標等の具体的な内容については、現在鋭意検討作業中でございまして、大筋といたしましては、今回の五カ年の末、六十一年度の末におきまして、中小河川につきましては、時間雨量五十ミリメートル相当の降雨に対して当面

の目標ということで改修を進めておりますが、それに対する整備率を二五％程度にしたいと思つております。都市河川については、その中でも重点を置きまして、五三％ぐらゐまでは上げたいと思つております。また、土砂害の対策施設を要する砂防溪流につきましては、整備率をやはり一九％ぐらゐに上げたい。三番目の柱でございまして重要河川、いわゆる大河川につきましては、戦後に起こりました最大洪水を対象にいたしまして、それを当面の暫定目標として改修を進めておりますが、その整備率は六十一年度末で六三％程度にしたいと思つております。それから最後の柱でございまして水資源の開発につきましては、五カ年の期間中に年間約三十六億トン程度の水開発をするものになるよう、その程度の見込みをつけておるところでございます。

○原田立君 予算においては実際、額は取れた、だけれども物価がだんだんあつて上昇しておる、あるいは人件費なんかも増加している、こうなると、予算の方は取つたけれども工事の進捗率についてはぐつとダウンするといふようなことが考えられるわけなんでありませう。現在たとえは都市河川の問題についても第五次で三八％ですが、整備率は、これを五三％にしようといふわけなんです、この一時間雨量五十ミリ程度の降雨量に耐えられるような整備は一体、金額はわかるんですよ、実際の工事の進捗状況はどうなんですか。

○政府委員(川本正知君) 都市河川の現在の整備率が五十六年度末で三八％ということでございます。都市河川の整備を要する延長が約一万一千キロメートルの延長がございまして、その全体に対しては時間雨量五十ミリに対応できる延長というものが、概算でございませうが、約四千五百五十キロメートルといふことになつておるわけでございます。これを中小河川の中でも都市河川に重点を置いて第六次五カ年計画の中では促進を図つてまいりたいと思つておりますので、それに重点を置きまして、先ほど申し上げたように、六

十一年度の末では五三％ぐらゐまで上げていくように、目標をその程度に考えていきたい、そう思つておるところでございます。

○原田立君 そうすると、この五三％というのは、全体の一万一千キロメートルある都市河川の五三％程度は第六次で整備したいということなんです。私が聞いているのは、予算は取れたにしても、人件費も上がるであらうし、資材費も上がるであらうし、物価も上がるであらうし、そうなるとう工事の進捗率がおくれるんじゃないか、これは心配がないかと、二点聞いておるんです。

○政府委員(川本正知君) いろいろと費用が上がつてくれば目標としておる達成の延長が下がるんではないかという御指摘もあつたわけでございませうが、先ほど第一番目の御質問の五三％といひますのは、おっしゃるとおり一万一千キロメートルのうちの五三％、約五千八百キロメートルぐらゐにならうかと思ひますが、そのぐらゐまで整備を進めてまいりたいということでございます。

また一方、物価あるいは人件費等の上昇というものがあるというものが落ちるのではないかと、いふふうなことでございませうが、私も第五次五カ年の事業で実績値といふものを出しております。そういったものから整備率も出し、また工事等にかかる費用も推算していこうということ、そういったもので現在作業をしておる最中でございませうので、そういったことから考えて、大体五三％ぐらゐまではいけるであらうといふふうに考えておるところでございます。

○原田立君 ひとつそういうふうに出ていたいただきたいと思ひます。

鶴見川流域の変遷図を資料としてちょうだいしたわけなんですけれども、それによりますと、昭和三十三年に市街地は一〇％、四十一年には二〇％、昭和五十年では六〇％、将来においては八〇％が市街地になるであらうといふことが言われております。市街地と自然地の変遷からも、人口、産業の集中に伴ひ都市河川の水害対策の重要性があるわけでありませうが、鶴見川の場合流域

整備計画が進められていると聞いておりますけれども、具体的にはどのようなことになっているのか。実は建設省、あなたの方からいただいた資料の中に、昭和五十二年七月に流域内の東京都、神奈川、横浜、川崎、町田を含めた鶴見川流域総合治水対策協議会準備会を設置した、そして二年後の五十五年九月に鶴見川流域総合治水対策協議会を設置した、五十五年九月です。いま五十七年四月ですから約二年ですか。結局するおくれをとっているようなふうにも受け取れてならないんです。具体的にどんなふうな状態になっていますか。

○政府委員(川本正知君) 鶴見川等のいわゆる都市河川は、昭和三十年以降の流域が著しく都市化をした、そういったものに伴いまして相対的に治水の安全度の低下が著しいということが現象として起こってまいりました。治水施設の整備を積極的に進めることは当然のことでございますが、その河川流域の持つております保水、遊水機能を適正に確保するといったことの総合的な治水対策を推進するというのが、最も水害の防止または軽減のために必要となつてきているところでございます。

鶴見川につきましては、おたがしのように、五十三年度の七月に総合治水対策協議会の準備会を設置いたしました。五十五年九月には本協議会を発足させたわけでございます。この協議会には流域の市町村といいますが都県も含めましてそういった行政担当者、その河川サイドの担当者ももちろんでございますが、流域の利用といいますが、開発事業の担当者といったものを含めましてそういった協議会をスタートさせてきております。五十六年度の四月に鶴見川の流域整備計画を策定いたしました。この鶴見川の整備計画におきましては計画の目標年次を昭和六十年としております。

先ほど先生おっしゃいましたように、流域の開発状況が六十年時点では七五%ぐらい市街化になるであろうということを想定をしております。

一時間雨量五十ミリの降雨に對しまして上流部分の改修をする。下流の区間については戦後の最大降雨を対象にして安全になるような対策を講ずるというふうな内容にしております。

具体的にはその内容を申し上げますと、治水施設につきましては、下流区間につきましては大規模なしゅんせつを行ひまして、また計画的な遊水地の建設も促進したいと思つております。それから一方、流域におきましては、適正な土地利用の誘導ということを行ひまして、先ほど来申し上げております流域の持つております保水、遊水機能の保持、あるいは農業等に支障のない範囲で盛り土の抑制というふうなものに努めてまいりたいと思つてございます。また、開発によります流量増を招かないように流域で貯留機能を相当量確保したい。また三番目といひまして、そのほか浸水実績を公表するとかあるいは警戒避難システムの確立等を図るとか、そういったことと同時に、パンフレット等によりまして流域住民に治水施設の実態といったものも理解をいただし、また協力を求めるという働きかけを行うということとしておりまして、そういうものが整備計画の内容になっているところでございます。

○原田立君 昭和六十年年度市街化、市街地は七五%を目標にして現在進めておる。実際はそこまですべて進捗していませんか。これは進捗していませんか。進捗達成してないやないわけですか。これは非常に貴重な資料となるのでありますけれども、他の都市河川における諸対策はどのように進められているのか、対象河川数、対策実施数、進捗状況、あわせて二点御答弁願ひたい。

○政府委員(川本正知君) 鶴見川のケースにつきましては、七五%と申し上げましたのはちよつと説明不足で失礼いたしました。六十年時点で流域の市街化状況が流域の総面積に對しまして市街地が七五%ぐらい占めるであろうということを想定して設定してあります。整備計画の対象としております六十年目標ということで治水整備というものを現在鋭意進めておるところで

ございまして、特に先ほど申し上げたような大規模なしゅんせつ工事といったものを含めまして、現在相当進捗が見られてきておるというふうに思つております。

それから、ほかに全国の都市河川といったものの対応がどうかということで、特に先ほど来申し上げております総合治水対策といったものを実施しているのはどの程度のものかということでございますが、現在総合治水対策を実施しております河川は、五十七年度からは新しく二河川入れまして、そういうものを含めまして全国で十四河川でございます。このうち鶴見川のような流域整備計画が定められている河川が六河川ございます。残り八河川のうち、五十七年度から実施することになりました。先ほど申し上げた二河川を除いた六河川につきましては、すでに流域の総合治水対策協議会も正式にスタートしております。なるべく早期に流域整備計画を策定するように努力したいと思ひますし、大体そういう見通しもついてきているところでございます。

なほ、流域整備計画の策定済みの河川については鶴見川と同様でございますが、その計画に沿つて総合治水対策を積極的に実施してまいりたいと思つております。

○原田立君 鶴見川の流域整備状況をさつきお聞きしたならば、余りはつきりした御答弁じやなかったですね、数字が入っていない。もう少し……。

○政府委員(川本正知君) 鶴見川の整備状況でございますが、六十年年度を一つの目標にいたしまして、しかも、その対象が鶴見川の下流部分で申し上げますと、戦後最大洪水ということで、毎秒に九百五十トンの流量に對して安全なように、そういったもので目標を進めておるところでございます。しゅんせつ工事で川の中を広げまして、そして川の河道面積を確保いたします。これが一番重要な事業のポイントになっておるわけでございしますが、これは順調に進んでおります。昭和六十年年度予定どおりの目標で何とかいけるんじゃないかというふうに思つております。

また、河道改修といひますか、堤防をつくり、あるいは護岸をつくるということも、用地買収に係のないところはきわめて順調に進んでおりますけれども、下流で大規模な用地買収というものがございまして、そういった地区においてはいまだ進められていないところもありますけれども、全体としては先ほど申し上げたように河道の疎通能力といひますか、こういったものはきわめて順調に向上をしていくところでございます。

○原田立君 具体的な数字を私が聞いていますのに、肝心なところはすうすうと横道にそれたような御答弁だから余り納得しないんだけれども、時間がなから先に進みます。

重点項目の第二項として、土石流対策等、土砂害対策の強化を挙げておりますが、この種の災害は直接人命に關することが多く、緊急かつ重要な事業であると私は思ひます。地すべり危険箇所、それから土石流の危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等について調査をなさつておられるかどうかと思ひますが、現状どうなっているか、御答弁願ひたい。

○政府委員(川本正知君) 土石流、地すべり、急傾斜といふものの危険箇所、これは土石流の危険箇所につきましては、昭和五十二年に総点検をいたしました。対象としたのは危険箇所が約六万二千溪流であるということが調査の結果判明しております。また、地すべりの危険箇所につきましても、昭和五十二年に一度調査をいたしましたけれども、五十五年にさらに見直しの調査をいたしまして、全体で約五千八百カ所の危険箇所というところになっております。急傾斜地の崩壊の危険箇所でございますが、五十二年にこれも調査をいたしまして、約六万四千カ所ということになっております。

五十六年度末におきますそれに対する整備率でございますが、土石流の危険箇所については約一四%、地すべりの危険箇所については約二三%でございます。そういうのが現状でございます。

○説明員(鈴木郁雄君) 林野庁におきましても、

五十三、五十四年の両年に山地災害の危険地の総点検をいたしまして、その結果、全国で約十三万一千カ所の危険箇所があるということが判明いたしております。このうち五十六年度までにその四分の一強に当たります三万六千カ所につきまして治山事業を実施済みでございます。

○原田立君 局長、さつき二十何%の整備率というお話があったけれども、それは何の整備率でございますか。

○政府委員(川本正知君) 五十六年度末におきまして土石流危険渓流に対する整備率が約一四%でございます。これは、先ほど申し上げた約六万二千溪流に対して一四%ぐらい整備ができておるといふことでございます。

地すべりの危険箇所の場合は二三%ということでございます。

○原田立君 あなたの方からもらった資料は、整備率はそれぞれ一八%となっている。二十何%ですか。

○政府委員(川本正知君) 地すべりの危険箇所につきましては、大河川と中小河川といいますが、そういった地域防災とに分かれておりまして、確かに地域防災いわゆる中小溪流の方でございますと一八・二%という整備率になっております。

○原田立君 要するに一〇%台ですね、地すべりが一八%、土石流が一四%、危険傾斜地崩壊が一三%、いずれにしても整備率が一〇%台。まあいふところ、いふところにはいろいろありますからね。私も全部が全部、早くなくすようにしてもらいたいとは思いますが、なかなか大変だということとは十分承知はしているんでありますけれども、い

は十分承知はしているんでありますけれども、いずれにしても一〇%台というのは余りにもお粗末過ぎるんじゃないか。人命に関するきわめて重要な問題でありますので、事故の後追いの施行ではなく、計画性を持って進めていくべきだと思ふんであります。大臣、この数字、進捗状況、いま申し上げたように地すべりは一八%、土石流は一四%、危険傾斜地は一三%という数字をお聞きになつてどうお考えですか。

○国務大臣(始岡伊平君) 進捗率が大変少ないやうでございまして、私も大変残念に思つておりますが、主たる理由はやはり予算が少いということにあると思ひますので、今後、財政事情等々にらみまして、その運用におきまして一層の努力をしてまいりたい、かように存じております。

○原田立君 第六次五カ年計画において、各事業の整備計画については、先ほど局長からそれぞれの目標が示されましたが、中小河川は約七%増し、都市河川については一五%増し、土石流、重要河川においては五%増しの増しというふうなことで、土石流対策とか重要河川の整備、特に中小河川対策などというのはもう少し目標を上げるべきじゃないでしょうか。

と云つてゐるのは、ついこの間、目黒川で溢水した。詳しいことはちよつと余りよくわからないんですけども、集中豪雨的になつて下水から吹き出しちやうど、満々とした水をたたえてしまつた。あの目黒川などは大河川の部類には入らないと思ふんです。都市河川ではあるうとは思ひますけれども、小さい方の川でしょう。まだまだそれ以外の中小河川による被害というのが年々歳々多々あります。大きい河川については政府は努力しているからまあ何とか事故がなく済むけれども、小さいところに特に多い。その代表的なものとして目黒川の名前を出したわけなんですけれども、少し中小河川対策などにも力を入れるべきじゃないか。土石流対策、重要河川の整備が五%ずつしかなくていいけれども、もっと力を注ぐべきではなかったか、こう申し上げたい。

○政府委員(川本正知君) 大河川に比較いたしまして中小河川の方が非常におくれておるではないかという御指摘でございまして、まことに整備率から申し上げても、先ほど来御説明いたしましたように差が相当ついております。ただ、大河川といひますのは、やはり流域に相当の人口、資産といったものを抱えておりまして、一たん災害が起りますと社会的影響といひますから、ダメージが大きいものでございまして、

うしてもまず順序といたしましては大河川の整備が先行すべきであるというかつこうで従来からやつてきたところでございまして、しかし、中小河川がそれではおくれたいいかというところでは決してございせん、一八%の現在の整備率を何とか五カ年計画内に二五%程度まで上げたいというところでございまして、これもまたことに低いではないかという御批判もあろうかと思ひますけれども、その中では先ほどもお話がございました目黒川等の、最近集中豪雨等で溢水災害を起してあります都市河川といったものに一番重点を置いた改修を六次五カ年の中でやつてまいりたいと思つておりました。都市河川につきましては、三八%の整備率を五三%まで上げたいというところで重点を置いてまいりたいと思つております。

また、砂防溪流につきましても、土石流の危険渓流につきましても危険度の高い溪流並びに保全対象の人口の多いところを優先的に整備を図りまして、六次五カ年の末におきましてはおおむね一九%まで整備率を上げたいと思つております。地すべりの危険箇所につきましても、重要河川やあるいは貯水池等への影響が大きいもの、また保全する人家戸数が多いもの、あるいは幹線道路の支障が起るような地域にあるもの、また、もちろん当然でございまして危険度の高いもの、そういったものから優先的に整備を図ることにしております。五カ年の末では二八%ぐらいの整備率にしたいというところで、限られた枠の中ではございまして、中小河川並びに中小溪流の整備水準のおくれを何とか挽回するように努力してまいりたいと思つておるところでございまして、

○原田立君 危険箇所が数多くてなかなか大変だと思ひます。また、着手するにしてもみんなやつてくれ、やつてくれ、早くと言つてくるのでしよう。そうすると、何か力関係なんてそんなものが動くわけはなからうと思ふけれども、着手の順序については一体どんな方法でお決めになるんですか。

○政府委員(川本正知君) 土石流の危険渓流といふものの着手の順序という御質問でございまして、確かに私も私どももいたしまして、要望はきわめて全国各地から多いわけでございますが、その中でもやはり危険度の高い渓流、たとえば傾斜がきつい、傾斜の度合いによつてどうかということ、あるいは過去に崩壊歴があつたかどうかというふうな実績、あるいは湧水、いわゆるわき水がおりますと非常に土石流が起りやすい危険性が内蔵してありますので、そういった湧水の多いところかどうか、そういったものも要素を考へまして、危険度の高いものから順番にと。それから先ほど申し上げたように集落といったものがあつて、その溪流が一たん土石流となつて下流へ押し寄せますと、人命災害を起すといった可能性の強いところ、そういったものを優先的に整備を図つてまいりたいと思つておるところでございまして、

○原田立君 林野庁、先ほど御説明いただいたけれども、山地災害危険箇所が全国で十三万一千カ所程度ありであるようなんですが、対応の態度はどうなつてゐるのか、また整備着手の順位、基準について御説明願ひたい。

○説明員(鈴木都雄君) 先ほど御説明申し上げましたように、十三万一千カ所の危険箇所が調査の結果出てまいりましたが、それにつきましての治山事業の対応の順序でございまして、山に家が接近全対象の近接度合いと申しますか、山に家が接近しているという度合い等を判断いたしまして、また地形、地質等から見まして危険性の高いところからやつてまいりたいということで、今次第六次計画では約二万箇所につきまして五十七年度から実施してまいりたい、このように考えております。

○原田立君 これは両方に、河川局長にもお聞きするんですけども、建設省のいわゆる土石流対策では、地すべり危険箇所あるいは土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所という三項目で調査しています。それから林野庁では山腹崩壊危険地、

崩壊土砂流出危険地、地すべり発生危険地といふような三つの項目で数が集計されているんですけども、これはどうなんですか、性質的にいくと大体同じようなものがあつたりするんじゃないかと思うんですけども、それとも全然異質なもの、これは当然二つの省庁でやらなきゃならないということになるんですか。

○政府委員(川本正知君) 土石流に対する災害が起る、あるいは地すべり、あるいは急傾斜地崩壊、そういったもので災害が起りやすいところを危険渓流ということをやっているわけでございまして、そういった内容から申し上げますと、私どもの方は下流に部落があるとか、あるいは社会的な公共施設があるとかといったものに対する危険箇所を対象としているわけでございまして、林野庁の方は山林の保全、造林といったような立場から必要なところを御調査なさっているわけでございまして、地域的に把握するというようなことはいはゞございまして、また、いわゆる土石崩壊、がけ崩れといったような性格そのものは特別に差があるとは思っておりません。

○説明員(鈴木都雄君) 林野庁といたしまして、建設省と十分個所に協議をいたしてやっておりますわけでございますが、主としてこちら林野庁の側では、造林の見込みのある箇所につきまして対応してまいりたい、このように考えております。

○原田立君 建設省所管が十三万二千件、林野庁が十三万一千件、合計で二十六万三千件という大変多くの危険箇所があるわけです。だけれども、これを建設省、林野庁ということで縦割りで中央政府としてはおやりになるんだろうけれども、地方に行くと、市町村段階では同じ隣接しているところが多くて、地方自治体ではよく協議して一本化して仕事をずっと進めてくれという要請が強いんです。林野庁はやった、だけれども建設省は後回し、あるいは建設省はやったけれども林野庁は後回しだなんて、両方一緒にやってくれ、こういう声が地方には多い。むべなるかなと私も思うん

です。そういう願望が強いんでありますけれども、それについてお考えはいかがですか。

○政府委員(川本正知君) 事業の実施に際しましては、私どもの方も林野庁の方と十分御協議しながら、いま先生おっしゃいましたような食い違い、そこというものが極力ないよう調整をとりながらやっておりますのでございまして、中央におきましては、年一回ではございませうけれども、林野庁と建設省の砂防関係とが協議を聞いてその年度の事業の調整をしておりますし、各府県単位でまた別にそういった協議会を設けて毎事業の実施対象ごとに調整を図っておられるところでございまして。先生の御指摘のような実態がないように今後とも努力してまいらなさいかぬと思つてい

るところでございまして。

○原田立君 ちよつとこれは乱暴な意見になるかもしれませんが、もしもそれけれども、何か大体同じようなことをおやりになつていようと思ふんで、やっぱり一本化していくようなことを今後進めていくべきではないか、そのように思ふんです。大臣、いかがですか。

○国務大臣(始関伊平君) 林野庁の仕事と建設省の河川関係の仕事が非常に密接な関係がありますことは御指摘のとおりでございまして、特に工事の施行に当たりまして時を同じうしてやるべきもの等も多いと思ふのでございまして、かねてからいろいろ機構もつくりまして連絡協調に努めておりますけれども、今後御指摘の点は一層注意いたしまして、まずいことのないよう協議してうまいくくように一層奮勵していつてまいりたい、かように存じております。

○原田立君 土石流の問題で申し上げるんですけども、私は福岡なものですから、同じ九州の中の桜島のあの土石流の状態、何回も写真も見たり現場にも行つたりして大変なものだと心配しております。あそこも火山でいつもはかんばんとかわるわけです。浅間山もついきのう、おとといですか、ぱつと噴火しちゃつた。人家には被害はなかつたさうでありますけれども、野菜、レタ

ス、白菜、キャベツ、天然シイタケといふようなものは非常に降灰によつて被害をこうむつていると報道されておりますが、浅間山の場合のこの土石流というのは、私はまだ実際行つたことがないものだからどんなふうな実態なのかよく知らないんですけども、その心配はないのかどうか。それからまた、今度は九年ぶりではこんなことなつたさうでありますけれども、何かあそこいら辺は溶岩の粘性が強く、最後まで勢いがたまってからはおんと噴出するということであつて、余り前兆はなかつたらしいんださうです。益子軽井沢測候所長の話では、今後も噴火がない、噴火がないとは言ひ切れない、あるであらうというような意味のことをお話しになつて新聞で報道されているわけなんですけれども、土石流対策という面から言つて浅間山、それらについてはどんなふうにお考えですか。

○政府委員(川本正知君) 浅間山の爆発に關しましては、規模としては中規模といひますか、中規模よりは少し小さいぐらいの規模であつたといふふうに聞いておりました。本日現在ではもう大体おさまつてきたといふふうな報告を受けておるところでございまして。

土石流災害の危険性があるかどうかということでございますが、私もども群馬県並びに長野県の砂防課を通じていろいろ調べさせたとところでございまして。そういったものについて、先ほどお話しのように野菜等に対する被害があつたようございまして、それよりも、いわゆる桜島におきまふような大変大規模な土石流災害を起すような心配はないといふふうに御報告を受けております。

○原田立君 桜島は途中まで登つたことがあるんですけども、もう表面の表土がかさかさにはろほろになつていふんです。富士山も途中まで行つたことがありますけれども、やっぱりあれもぼろぼろになつていふんです。いつ何ときがしやつといくかわからないといふ非常に危険を私は感じるわけです。幸い浅間山の場合には粘着力があつて何か強いさうだけれども、それが功を奏

したのか何かしらぬが、土石流がないといふことなんだけれども、ひとつそういうような面での、そういう性質のものに對しての土石流対策については十分対策を講じていたきたいと思ふ。

それから、水資源対策のことについてお伺いするんですが、具体的にどういふふうなことを実施するのか、また、重点項目に挙げている以上、制度的にもかなり抜本的な改善を行うことを計画していると受けとめていられるわけなんですけれども、どうですか。

○政府委員(川本正知君) お答え申し上げます。水資源開発といひます事業は、ダムその他大規模なせき、湖沼といったものの開発、建設であるわけでございまして、計画いたしましたから完成いたしますまでに長期間を要するということがございまして、長期的な展望に立つて計画的に立地促進を図つていける必要があるわけでございまして。第六次の五カ年計画におきましては、おおむね昭和五十七年度から昭和六十一年度までの計画期間におきまして六十四の施設を完成させまして、年間の開発水量を申し上げますと年間約三十六億トンの水を開発するといふことの予定で進めたいと思つております。

また、抜本的な制度の改善を考えているかといふおたしでございませうけれども、昨年の八月に河川審議会で「総合的な水資源対策の推進方策について」という中間答申をいただきました。いろいろとそれに出された答申内容があるわけでございまして、その中で、ダム貯水池の包蔵いたしまふエネルギーを適正に利用した水資源開発の促進をすべきであるといふことの項がございまして、それに関連しましてはダムのいわゆる水力エネルギーを利用いたしましてクリーンエネルギーとして発電に資するために、ダム管理用の水力発電設備の設置事業といふものをすでに実施しております。

また、ダム貯水池機能の保全の推進ということに關しましては、ダム貯水池が、堆砂の問題もありまふけれども、水質の問題でいろいろ問題が出

てきております。いわゆる臭い水になっているとか、あるいは貯水池の水が富栄養化しておるといふような傾向のところがございまして。そういった水質に対する貯水池保全という水質改善といったものに対する事業ということで、すでに近畿の室生ダムというところで水質改善のためのパイロット事業というものを実施することに具体化しておるところでございます。

また、ダムの建設執行体制の合理化ということが答申の中でも盛られておるわけでございまして、これにつきましては府県が実施しておりますが、これにつきましては、非常に最近専門の高級技術者が不足してきておる、ダムの事業の促進について支障が出ておるケースもございまして、そういったものの解消のためにダム技術センターというものを府県で出資をしていただきまして設立をして、それに対して国から補助をして五十七年度秋からスタートさせたいということも具体化することになっております。

そのほか、地域特性に適合した水資源開発の推進ということで、特に大都市圏では、福岡の湯水で事実が出てまいりましたように非常に大都市の湯水に対するもうさというものが際立ってきておりまして、そういったことに関することとして湯水対策に資するダムの建設ということの推進を図ってまいりたい。

また、水源地域対策の施策の拡充強化ということに関連いたしましては、水没関係住民の生活再建対策、水源地域の特性に適合いたしました水源地域整備の推進、あるいは上下流の地域の連帯の場の設置、いわゆる基金等を設けて水源地と受益地である下流域の連帯の場をつくるといったものの推進、そういったものにつぎまして、今後とも答申の内容を検討した上で対応していくことにしているところでございます。

○原田立君 「ブロック別水需給の見直し」で明らかかなように、南関東がマイナスイナス六・九、それから京阪神がマイナスイナス三・一、それから北部九州がマイナスイナス二・二というふうなことになるわけ

であります。この三ブロックについての見直し、今後の対策について伺いたい。

○政府委員(川本正知君) 長期水需給計画、いわゆる昭和六十五年を見通した長期水需給計画におきましては、昭和六十五年の水の需要量が年間約一千四百五十億トンという想定をしております。それに対して第六次五カ年計画では所要の水資源開発を行って、おおむね十年後には不安定取水量を現状程度に抑制するということを目標にして、先ほど申し上げたように約三十六億トンの年間開発量を開発したいということを予定しておるわけでございますが、南関東、京阪神、北部九州といった三ブロックにおきましては、依然として需給バランスがとれない不安定取水を余儀なくされる状態になるのではないかと思っております。

そのためには、今後とも基本的には水資源開発施設の建設の促進が必要でございますが、さらに下水処理水の再利用、あるいは水利用の安全度の向上を図るために、先ほど申し上げた湯水対策に資するための事業とかそういったものを進めなさいかね。また、工業用水におきましては、生活用水におきましては例えば洗濯機あるいは水洗トイレといったものも節水型のものを開発、普及する、そういったものを通じて適正な水の使用を図っていく。あるいは農業用水におきまして、用水の管理の統一化などによりまして水利用を合理化する。また水道管や農業用水路などの漏水防止といったものも一つの大きな大事な節水策でございますが、ロスの低下といったものなど、地域の特性に適合した総合的な水資源対策を推進していく必要があると思っております。

○原田立君 河川審議会の中問答申の中で、先ほど局長も読んだけれども、「特に五十三年の福岡県は、大都市地域等の湯水に対する脆弱性を露呈し、大きな社会問題になったことは記憶に新しい。湯水がしばしば発生し、長期化する原因は、異常気象等の自然現象にも起因するといえ、より

根本的には水資源開発の遅延、河川水の水利用度の高まり、水資源開発施設の水供給施設との整備の不均衡等に起因する」と云々、こういうふうな言われているわけでありまして、実際問題、この五十三年のとき、ここにいる松本先生も福岡市で、私も福岡市内にいて約三ヶ月から四ヶ月ぐらいも水がなくて大変苦労した。あんな思いは二度としないという思いをしている。

この北部九州という指定が一体どんなのか、それも聞きたかったんですけれども、実際問題、北九州市を中心にする工業地帯には遠賀川という大きな川があつて、それから大分水を取るとありますけれども、今後の工業発展からするとまだ足りなくてダムを新しく一つつくっておるやに聞いております。それで何とかなるだろうと。

それから久留米あるいは大牟田方面、いわゆる筑後関係については、これは筑後が筑紫二郎という有名な川があつてあつて何と取れる。真ん中に挟まった福岡市のところはそんな大きな川がないばかりにいわゆる水不足で大変困つたのであります。

いまここに指摘されているように、異常気象にも原因があるだろうけれども、「水資源開発の遅延、河川水の水利用度の高まり、水資源開発施設の水供給施設との整備の不均衡等に起因する」というこの指摘が非常に重要だと思ふんです。だから大臣、先ほどからせっかく努力するとか何とか、そういう計画に沿って一生懸命やるとか精神論ばかり仰せられけれども、実際問題、そこに住まっておる人間からしてみれば、三月も四月も水なしでやられたんではたまつたものじゃないかというふうな地域がまだほかにあるんじゃないか。ついでにこの間は沖繩がやっぱり雨が降らないために、あれも一日のうちに十時間ぐらいいしか給水しない、あと全部ストップでしょう。というふうなことでは住まっている住民は大変なんです。

これは何とかしてやらねばならぬ。国でやってもうしか手はないんだけれども、ただ一生懸命努力すると言ふばかりじゃなくって、もう

少し具体的に御答弁願いたい。

○政府委員(川本正知君) 北部九州を例にとつて水需給の問題をおしやつたわけでございまして。沖繩のこともおしやりましたけれども、沖繩につきましては確かに現在も湯水による給水制限ということが行われておまして、つい先日までは一日のうち二十時間給水をして、次の日二十八時間が断水になるというふうな状況でございました。最近雨が降ってやや回復してまいりました。二十四時間給水、次の日二十四時間が断水というふうなかつこうでやや回復の兆しが出てきたというところでございますが、具体的に申し上げた、いまのところ確かに沖繩につきましてもまだそういった非常にひどい状況が続いておるところでございます。

北部九州の問題でございますが、これにつきましては、福岡、佐賀、大分、熊本といった地域に対しては、将来の水需要というものを見通して筑後川水系におきまして水資源開発基本計画というものを五十六年に国土庁で策定されておりますけれども、それにおきましては、昭和六十年を目標年度といたしまして新規の水需要の見通しが、水道用水が毎秒八・八トン、工業用水が毎秒五・一トン、農業用水については毎秒約一〇・五トン、合計約二四・四トンが必要であるというふうなことでございます。

これらの新規の水需要に対処するための供給の方の目標でございますが、やはり毎秒約二四・四トン供給することにはしておるわけでございまして、寺内ダムとか筑後大堰とか福岡導水とか、そういった十一に上ります事業を実施することによりまして約一七・六トンの水資源を開発することにしております。残りの毎秒約六・八トンにつきましては、新たに上流ダム群の開発や、先ほど来申し上げております合理的な水利用といったものの推進のために具体化を図っていかねばならぬというところでございます。

そういう実態でございますが、都市用水に着目いたしますと、昭和五十一年度から六十年度に至

る間の新規必要水量が、一四・九トンに對し、現在すでに完成してあります寺内ダム並びに山神ダムといったもので約三・九トン開闢してありますが、それに加えて五カ年計画の期間中で約〇・九トンが新たに開闢されることになっております。そういったことで、まだ残り約十二トンというものを今後さらに新しく確保しなければならぬ。そういったことで新しいものとして今後の開闢に努めてまいらなさいかと思つておるところでございます。

○原田立君 水源地域対策の強化策としてダムの指定基準の緩和についてお願いがあるわけですが、全国知事会水問題研究会で水源地域対策に関する報告が出されているのでありますが、その中で「ダムの指定基準 水源地域対策特別措置法の対象となるダムの指定基準は各省庁の申合せにより、水没戸数三十戸以上または水没農地三十ヘクタール（北海道六十ヘクタール）以上とされているが、ダムの建設による周辺地域の生産、生活両面にわたる影響の緩和、関係住民の生活水準の維持等のための措置等は水没規模の大小を問はず欠くことのできない対策であるので、ダム関係地域および住民の生活の実態に應じ、林地等を加えるなど指定基準の緩和をはかり、施策の公平を期す」という旨を望みたい、こういうふうな要請が、報告が出ているんだけれども、これはごらんになったのだらうと思つたけれども、これについての所感はいかがですか。

○政府委員（高秀秀信君） 先生いまお話しのように、水特法第二条第二項の指定ダムの要件としたしましては、「相当数」というふうに法律では書いてございすけれども、水没戸数または水没農地の面積がいま先生おっしゃったような数字を一応の条件というふうに考えております。これは地域の生活環境であるとか産業基盤等の基礎条件に著しい影響を及ぼすというふうなことで考えたわけでございます、これ以下のものについては一応通常の行政で対応できるのではないかと、うふうに判断されているわけでございます。しか

し、いま御指摘のように、知事会等も含めまして、本法の適用を受けないダムの水源地域対策についてひとつ指定基準の緩和等をやつたらどうかというふうなお話もあることも丁知いたしましたけれども、いまお話しのような本法の適用を受けないようなダムにつきましては、個別の案件として私どもとしては水特法に準ずるダムとして行政的対応措置を講ずるといふことも含めて検討をしてみたいというふうに考えております。

○原田立君 このダムの指定基準について、水特法の対象となるダムの指定基準が、いまも読んでように水没戸数三十戸または農地三十ヘクタール以上となつておりますが、水需給の不足している三ブロック、その中でも五十三年に大きな社会問題になった福岡県水など緊急の対応が必要だと私は思つております。明らかに供給不足がはつきりしている福岡県の場合などはもうこの基準では対応できない。要するに水没農家三十戸、それから水没農地三十ヘクタール以上という場所がないんです。だけれども実際に水は足りない。どうしてくれるんですか。

○政府委員（高秀秀信君） この問題につきまして、関係省庁で水源地域対策連絡協議会というものを設けて運営をいたしておるわけでございますが、ただいまお答えを申し上げましたように、協議会では、水特法に基づく指定ダム及びこれに準ずるダムに係る水源地域対策の基本的な方針及びこれに基づく具体的な処置の決定並びにその円滑な実施を図るため関係行政機関の連絡及び調整を行うというところにいたしておりますので、先生いまお話しのような福岡県の実情も承知をいたしておりますが、準ずるといふことで行政対応をしてみたいというふうに考えております。

○原田立君 じゃ具体的にお願いするんですけれども、水不足が具体的なことは、筑後川水系の高良川に湯水用ダムの建設を地元として計画し、昭和五十五年から実施調査費の予算要望を行つてきましたけれども、いまだに見送りになつて、この問題をどのように今後進められていくのか、

今後の見通しはいかがですか。

○政府委員（川本正知君） 北九州におきますような湯水によつて深刻な事態が現に起こつた、また今後とも起こることが予想される地域につきましては、湯水対策ダムの建設のみならず既設ダムの再開発であるとか、先ほど申し上げた下水処理水の再利用などの総合的な水資源対策というものが必要にならうかというところで、今後とも努力を必しやりたいと思つておりますけれども、御指摘がございました高良川ダムにつきましては、昭和五十五年度からその湯水対策に資するためというところで異常湯水時の最低限の生活用水を生み出すということを目標に置きました事業化を図つてきていますところでございます。また事業化が実現しているという段階でございます。いろいろと今後費用負担などの制度のあり方を含めましてさらに検討すべき課題があるわけでございますので、そういったものの検討を進めまして、早急に事業の具体化を図つてまいりたいと思つております。

○原田立君 そんなのんびりした返事では了解しがたい。

それじゃお聞きしますけれども、その三十ヘクタール以上あるいは三十戸以上、これについては国土庁水資源局長、大蔵省主計局次長、厚生省環境衛生局長、農林水産省構造改善局長、通商産業省立地公害局長が五十四年三月二十六日の申し合せてでこういうようにしたと書いてある報告書を私はもらいました。だけれども、実際問題、お金も足らないかもしれないけれども、だいたいそんな三十戸水没とか三十ヘクタールなんて大きな場所はないのです。何とかもう少し小さいところならばあちこち見つけられるのです。だからこういう決め方をすると私は不当だと思う。不当と言つてはちよつと言葉が強いかもしれないけれども、もう少し規模を縮小するようなことが、福岡湯水という事例もあるのだから、そういうようなところについては特例的なものがあつてしかるべきだと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員（高秀秀信君） いま先生からお話しのように、三十戸または三十ヘクタール以上というふうなものでもかなりの数が福岡を初めとして全国にもあるわけでございます、いま私どもが申し上げましたようなものはなかなかこの基準をどこに引くかというのはむづかしい問題だと思ひますが、一応現在先生いまお話しのように三十戸、三十ヘクタールというところで対応いたしておりますので、それ以下のものでもなおかつ先ほど私が申し上げました原則的な地元へのいろいろな影響の大きいものにつきましては、準ずるダムというふうなことで関係各省庁で地元府県等とも相談をして対応していきたいというところでございます。

なお、先生お話しのように水源地域問題、この指定基準だけじゃなくていろいろな問題がございまして、私も現在水源地域について研究会をいろいろな先生方にも入つていただいて勉強をいたしております。いま御指摘の点についても引き続き検討をしていきたいというふうに考えております。

○原田立君 これで私は終わりますが、大臣、いまのような水資源対策、湯水問題、これらの問題については本当に大事な問題であります。現に福岡県は五十三年に実際その体験を受けた。またその土地域もほかになくさんあるでしょう。沖繩の人たちだって困つてゐるでしょう。ですから三十ヘクタール以上とか三十戸以上の水没とかそういうことにこだわらないで大いに推進してもらつた方がいいと思ひます。こちらの方ではせつから研究会をつくらうというところだけれども、いまから研究会だなんていうことだけれども、まあ研究はしてもわななきやいけないと思ひます。だけれども、じゃ戸数を減少しようとかまた範囲を少し狭めようとかそういうことは十分やっていたか、こゝろを要するんです、建設大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣（始関伊平君） 水不足なり湯水なりという事実がございまして、地域の皆さんは大変お困りなわけでございますが、こういったような問題は地域の問題でございますから、それぞれ地域

別に具体的に検討を進めて、また具体的な対策を進めさせるべき筋合いだと思ひます。

ただいま北九州の問題につきましては建設省も国土庁の方とよく御相談をいたしまして、連絡をとりまして、全力を尽くして御要望に沿うように努力してまいりたいということを申し上げて、お答えいたします。

○上田耕一郎君 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案の質問に入る前に、四月一日の委員会で室町産業の宅建業法違反の疑いについて質問したこと、調査の後をお伺いしたいと思ひます。大臣並びに局長が調査をお約束してくださいましたので、御報告をお願いします。

○政府委員(吉田公二君) 室町産業につきましては、免許権者でございます東京都がこの問題について調査をしているということをはねて報告を受けていたわけでございますが、先週末に、この四月二十日、室町産業株式会社から宅建建物取引業法第十一条第一項の規定に基づきまして廃業の届け出があったということでございます。その時点で調査を中止したという報告を受けております。

なお、この前の委員会の際に御指摘がございました。M子さんという取引主任者の問題についての点でございますが、これも東京都の方で調査をいたしましたところ、これは他の社員とともにM子さんそれ自身から事情聴取を受けたというところでございますが、M子さんは昭和五十六年六月一日に室町産業の専任の取引主任者として入社をいたしました。途中健康を害して入院と通院をしたことを除けば勤務をしていたという供述があったというふうに報告を受けております。

○上田耕一郎君 四月二十日付で室町産業は宅建業法に基づく企業を廃業したということなんです。まず四月一日に質問をして、あの週に週刊朝日

委員会でも質問しようと思つたんですが、まだ調べがついていないという御返事だったのできょうまで延びたわけですが、おくれた理由は何かでしょうか。

○政府委員(吉田公二君) 東京都の報告によりまして、四月に入りまして事情調査のために事務所調査ということに行つたところ、社員不在ということでございます。その後取引主任者を帯同して東京都に出頭するようにということを通知したところでございますが、その後、代表者が病氣療養中であるとかあるいは取引主任者が病氣であつたということでございます。十二日に吉田某という方と、それからM子さんが東京都に来庁されて、事情を聞かれたところでございます。ただその際、不明な部分が多かつたわけでございまして、その後さらに補足した部分の説明等を求めたわけでございまして、二十日に至りまして廃業届が出てきたということでございます。その間数次にわたるやりとりはあつたというふうに聞いております。

○上田耕一郎君 私は、この前にも質問をし指摘したんですけれども、廃業届するものでもない実際には業務は一切やっていない幽霊会社なんです。私も赤旗の記者を含めて何回もあの会社に行つてみましたけれども、かきがかつていて何もいえないんです。新聞もとっていない、つまり配られていないんです。郵便ポストには電気、水道の伝票が差し込まれていただけという状況で、全くいない。かつて前の専任取引主任者であつた池田一雄氏がいたときには、この人がたつた一人ばつんと留守番をしていたんです。ところが今回のM子さんにかわつてからでしよう、もう一切何にもしていない企業なんです。私はまず指摘したいのは、元総理大臣の関係している。こういう企業が、全く幽霊企業で何の仕事もしていないということ

が放置されていたということ。これは非常に重大問題だと思う。ジャーナリズムで問題になり、国会で問題になるとあつて廃業届を出して来るということ、東京都の調査がおくれたのも事務

所へ行つても戸にかきがかつていて連絡がとれないわけだから、それでよくおくれたんだと思ふんですが、四月九日付の週刊朝日には、M子さんとのインタビューが出ています。これには「取引主任者として出てくるが、私、してません。『あなたの名前が』と、『いやらしい。』就職したことになつて。『わかんないなあ』と、『不動産関係の会社に勤めてないですか。』、『ないです。』と、『まちがいないですね。』、『はい。』市谷本村町のマンションへ行つたことないですか。』このマンションに室町産業があるんだが、『行つたことない。見たこともない。市谷なんてもう何十年もいっていない。』そういうことをはつきりインタビューで答えているわけ。

ところが、東京都のいまの事情聴取によると、六月一日に入社した、健康を害してという経過があつたというんですけれども、これはどうも問題になつたので、そういうふうな答弁のつじつまを合わせるように何らかの作爲があつたのじやないかと思ふんですが、東京都の調査では、この週刊朝日のインタビューについては御本人はどう言われたと報告になつていますか。

○政府委員(吉田公二君) 東京都の御報告では、専任の方が死亡して六月一日に入社をしました、入社して以降、体を壊して入院したり通院したりしていた期間はあるけれども、一応社員として事務所に行つていたということとを本人が述べたということを言つております。私もその週刊朝日は読みましたけれども、それについてどうこうというのを東京都からは特に報告は聞いておりません。

○上田耕一郎君 いや、これは再度調べてほしいです。これは週刊朝日で本人とインタビューしてこういう事実無根であることが明らかになつて、御本人の供述とか、御本人の言葉に基づいてこれは虚偽申請だということが問題になり、私もこれに基づいて質問したんですから、このときのインタビューと今度の供述との事実の違いを

再度東京都に調べさせてほしいと思ひます。

○政府委員(吉田公二君) 東京都がすでにそういったことについて調査がしてあつたと思へば、それは私どもは東京都がそういう調査の結果どうだということは聞きますが、現に宅建業者でなくなりましたものに対して、宅建業法に基づく調査をするということと別途また行つたということは、現在の宅建業法上の権限からしてはちよつと無理だと思ひます。

○上田耕一郎君 どうも局長のお話は変で、宅建業法で業を続けているという時点で四月一日に私は問題にしたわけだから、そのとき根拠が問題になつたわけで、それについて東京都は調べたわけでしょう。東京都は恐らく本人に聞いて、本人にこの週刊朝日とのインタビューを調べたはずなんです。そのときの過去のことを改めて東京都に問い合わせていただきたいということ。

○政府委員(吉田公二君) 過去のことでわれわれに報告が脱漏していたというやうな問題があるかどうかということについては、確かめてみます。

○上田耕一郎君 四月二十日付で廃業したというのは、この問題逃れられないと思つてそういう手を打つたんだと思ひますけれども、過去の問題としても、東京都並びに建設業法に基づく監督はやっぱり建設省もやらなければならぬので不問に付することはできない。宅建業法第十五条では、取引主任者を専任で置くことになっている。つまり事務所に常時勤務する、詰めていることが条件なんです。これが全然守られていない。それを、入院したということではないかしたことにしたんだと思ふんです。

この池田一雄という人からM子さんにかつた理由はわかりましたか。なぜかわつたか。

○政府委員(吉田公二君) 池田一雄氏は死亡したというふうに東京都からは報告を聞いております。

○上田耕一郎君 週刊誌によりまして、このM子さんのお兄さんは労働省の課長だといふんですね。それから長岡鉄道にちよつと勤めたことがあ

る。お兄さんも労働省の課長だというので、恐らくつてを頼って虚偽申請に使ったんだろうと思われんすけれども、われわれはきょうM子さんが御本人に電話をしてみました。「取引主任のことが聞きたい」、「会社に聞いてください」と。おかしいですね。会社に聞いてくださいと言ったが、四月二十日にもうないわけでしょう。ところが御本人はともあると思つて、「会社はだれも出ない」、「出る時には出るんですよ。そのことについては週刊誌にでたらめを書かれて迷惑しました。一切だれにも申し上げられません。」と。「でたらめというとは何ですか。」と聞きましたら御本人は、「申し上げられません。」と言つた。それじゃ、だれに聞いたらいいいのですか。「室町産業という会社です。東京都の人にも話をしたけれども申し上げられません。」と。「あなたは出社したことがあるんですか、出社してないようだが。」と聞いたら、「もう会社をやめました。」という御返事で、「いつやめたのですか。」と私の秘書が聞きましたら、「答える必要ありません。もう電話を切ります。」というので電話を切られたんです。

経過全体を考へてみますと、池田一雄という取引主任の方が死亡した、そうすると、とにかく何かしなきゃならぬというので、つてを頼つて、御本人の承諾なしに虚偽の申請をした。それが週刊朝日に取り上げられ、また国会でも問題になった。逃れられないので廃業ということをしたんだと思ふんですね。一度廃業したら、過去に宅建業法違反のどんな問題があつても一切建設省は関心なしで、そのままいいという法律的な決まりになつてゐるんですか。

○政府委員(吉田公二君) ちよつと、先ほど申し上げましたのは、室町産業が解散したというわけではございません。

○上田耕一郎君 廃業。

○政府委員(吉田公二君) 廃業というのは宅地建物取引業を廃業したわけでございますから、会社自体がなくなったということを申し上げてゐるわけではございませんで、この点は、東京都の方も

宅地建物取引業の所管でございますので、会社そのものがどうかということについては東京都の報告では、ございません。

それから、宅地建物取引業法によります監督処分の規定ですが、「免許を受けた宅地建物取引業者が」云々ということになっております。それでまた、同法十一條によりますと、宅地建物取引業者の廃業等の届け出の規定でございますが、届け出があつたときは、三條一項の免許はその効力を失うということになっておりまして、廃業の届け出とともに免許は効力を失うわけでございまして、監督処分の対象となる、あるいは検査でございましてとか報告を求めるといふ権限を行使する対象は宅地建物取引業者を営む者でございまして、法律上現に営んでいない者に対して強制的な調査をするという権限は、免許権者でなくなつたわけでございますから、ないと思ひます。

○上田耕一郎君 すでに免許がなくなつたとしても、国会でも問題になり、かつて宅建業を営んでいた者について重大な疑惑があるということでは、この問題は証拠隠滅をしたんじゃないかと思ひます。

それから、何ら業を営んでいないのにそれが宅建業という看板だけ掲げていたということにもなると思ひます。東京都に再度先ほどの問い合わせをすることと同時に、建設省としてもこの問題の真相を明らかにする努力をしてほしいと思ひますが、どうも局長は余り気が進まないようですけれども、大臣はいかがですか。大臣は、前回、私の趣旨に沿つて善処したいという御答弁をいただきましたが、問題の解明の努力をぜひしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(始岡伊平君) 新潟の方の問題につきましては、しばしば大変御熱心にお話がございまして、いま局長が申したとおりだと思ふんでございまして、宅建業法的主管官庁が、宅建業法上の権限をある程度分担しておる東京都を使いまして調査をいたしました結果が、宅建業を廃止したという報告でございますから、なかなか建設省も忙

しいので、それ以上いろいろこの上調査をするということとは實際上無理な点も多からうというふうに考へております。御理解をいただきたいと思ひます。

○上田耕一郎君 理解をしません。東京都に先ほどの点を、とにかくまず先ほどの答弁どおり、ひとつ局長、やっていたいだきたいと思ひます。

○政府委員(吉田公二君) すでに調査した事項の中で、調査がされてあつて、その中身について私どもの方に報告が脱漏しているものがあると思ひます。それについては調べたいと思ひます。

○上田耕一郎君 それではこの問題、大臣から御熱心という評価をいただきましたけれども、なお熱心に今後とも追及したいと思ひます。

次に法律の問題ですが、まず治水五カ年計画の問題について。

第五次五カ年計画の達成率一〇〇%となつております。私は、五年前の当委員会でのときにもこれは問題にしたんですけれども、事業費では一〇〇%達成率になつてゐるけれども、事業そのものについてはどうも一〇〇%には行つていないわけでありまして。整備目標とその実績は、五カ年計画では結局どういふ数字だったでしょうか。

○政府委員(川本正知君) 第五次の五カ年計画の整備目標と実績というおたしでございまして、大河川につきましては、第五次の五カ年計画では五二%を六〇%まで上げるという目標で立てたわけでございますが、五十六年度末の実績といひますか現況の整備率でございまして、これは五八%でございまして。

中小河川につきましては、時間雨量五十ミリメートルの降雨に対する整備率を指標としておりますけれども、これが第五次では一四%から二〇%に上げる計画でございましたが、五十六年度末の実績は一八%でございまして。

あと、砂防施設につきましては、基本施設につきましては三七%を五〇%に上げるという計画が、実績は四八%でございまして。

五%まで上げるということに對しまして、実績が一四%でございまして。

また、水資源開発でございまして、これは第五次五カ年では年間三十八億トンを開発するという計画目標でございましたが、実績は年間開発量二十四億トンということになっております。

○上田耕一郎君 大河川、この基本施設と中小河川、地域防災施設を見ますと、いまの数字ですと五二%を六〇%以上にしたい、八%以上上げたいというところが、実績五八%ですから、六%だけ完成した。そうすると達成率は七五%ですね。四分の三です。中小河川については、一四%から二〇%に六%上げたいと考えていたところが一八%だったので、達成率は六%に對して四%で三分の二ということだと思ふんです。五年前にお聞きしたときには、第四次については事業実績で進捗率六割、私はそのとき、今度もせいぜい七割程度じゃないかというのを申し上げたんですけれども、やはり大河川で七五%、中小河川で六六%ぐらいですね、そういうことになつたと思ふんです。五年前には、事業費では一〇〇%になるのになぜこういうことになるのか、やっぱり物価上昇が原因なんだというお話でした。当時、長谷川建設大臣も私の質問に對して、物価の上昇率を見て計算しなければならぬ、当然だ、そういうものを基礎に置いて積算していくつもりだと答弁されたんですけれども、第五次についても同じような経過をたどつてゐるわけですか。

それで、私が不思議に思ひますのは、前回は、大蔵省の西垣主計官にも来てもらつて、予備費をなぜ使わないのかと言つたら、大蔵省主計官は、予備費は使えるんだという答弁があつた。これまで五カ年計画でいつも予備費を計上されて一切使つていないわけですか。今回も五カ年で五千八百億円の予備費が計上されていたのにまるつきり使つていない、予算化しなかつたわけですか。しかし、事業の達成率は七割程度だということになると、なぜ使わなかつたのかと思ふんですが、第六次については九千九百億円の今度は調整費というものが計上

されているんですが、今後もこういうことを繰り返していかんのです。整備目標をパーセントを決めておいて、実際に六、七割で済んでしまふ、それは物価上昇のおかげだ、予備費、調整費は何ら使わない。このことについて振り返つてみてどういう総括をなさつておられるのか、お伺いします。

○政府委員(川本正知君) 第五次の五カ年が達成率が悪かったのは物価上昇が原因だろうという御指摘でございました。第五次五カ年計画は、先生おっしゃいましたように、名目値では達成率が一〇〇%になっておるわけですが、いわゆる物価上昇、デフレクターのみでまいると達成率が八二%ということになりました。実際の物価上昇の影響というものはそういう数字であらわれておるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げたように、大河川で八%の上昇を予定しておつたのに、実際の上昇は六%で二%の未達成量があるじゃないかという御指摘は事実そのとおりでございます。その未達成の内容を分析いたしますと、原因のほぼ半分近く、四割強が物価上昇によるものでございました。残りの五割強といったものは、大河川の場合災害等によりまして護岸の補強というものが非常にウエートが高くなつてまいりました。当初はそれほど考へていなかったことも事実であつたわけですが、護岸の整備を促進いたしまして堤防の質的強化ということを重点的に推進してきたために割り高になつたということが現実としてございます。

それから、中小河川について未達成量があるということですが、中小河川の未達成量が生じた原因は、この場合は物価上昇の影響というものが約八割程度を占めておりました。残りの二割が都市河川におきます仮設備の増というところがございました。特に中小河川の中で都市河川だけを取り出してそういった分析をしてみますと、未達成量の生じた原因の六割ぐらいが物価上昇でございまして、残り四割が仮設備の費用が増大した、都市の中で、市街地の真つただ中で工

事をやるということから公害問題あるいは安全問題、そういったもののための仮設備が増大した影響があるということでございます。

物価上昇の問題につきまして、第六次五計についても同じようなことなのかということでございます。十一兆二千億という総投資規模、これは五十六年度の価格で出しておるわけでございます。この五カ年計画のもとになります新計画というものが新経済社会七カ年計画でございまして、この場合におきまして、二百四十兆円という総投資規模の公共投資を行うという新計画があるわけでございますが、この二百四十兆円につきましても、これは五十四年度から七カ年でございまして、その前年の五十三年度価格によつて設定しておるということでございます。昨年いろいろな新しい五カ年計画がスタートいたしました、それぞれの五カ年計画におきましてもやはり前年の価格を基礎としておるというところでございまして、物価の変動というものを反映しなさい、年々の事業費の変動というものを仮定しなさい、かぬし、また物価の年々上昇率も仮定しなさい、かぬ、きわめて仮定が多くて不確定な要素が多いものでございますから、先ほど申し上げたような中期計画につきましても前年度価格で設定する、というルールになっております。新しい第六次の五カ年計画についてもそういうやり方でやつておるところでございます。

○上田耕一郎君 予備費はなぜ……。

○政府委員(川本正知君) 予備費につきましては、第二次の治水事業の五カ年計画から予備費というものが設定されておるわけでございます。先生御指摘のように、いままで全然使われたケースはございませぬ。予備費というものは性格といひまして、計画当初に想定しなかつた大変な事態でも起きない限り、そういうものが起きれば使うというふうな性格のものでございまして、今度新しく入りました、予備費ではなくて調整費という額で入つておりますけれども、この調

調整というものは経済情勢あるいは財政事情の変化、事業の進捗状況といったものに依つて弾力的に運用ができる、予備費よりは幅広い運用が図られるものというふうなことも理解しております。そういう性格でございまして、今後の環境情勢の変化に対応した的確な運用を考へていかなければならぬというふうに思つておるところでございます。

○上田耕一郎君 答弁はなるべく簡単にしてほしいんです、時間がございます。

繰り返しになりますけれども、五年前に大蔵省に聞いたときには、予備費は「急いで治水の整備水準を上げなくちゃならない要請が強まつてきたとか、あるいは開発が急速に進んで、その結果として治水整備を進めなくちゃならないとか、そういう事情を考へたものだ」と言つておるんです。何も突発的な大変なことが起きた場合とは言つていない、大変な場合は災害復旧で別の費用があるわけですから、大体整備目標の三分の二あるいは四分の三しか進んでいないんだから。しかし洪水もいろいろあるわけですので、これは整備目標を上げるどころか未達成なんだから、予備費を当然使えるケースだと思ふんです。余り遠慮しないで建設大臣も予備費の使用を進めてほしいと思ふんです。これまでまるつきり使つてこなかった、いよいよ財政再建で今度はマイナスシーリングで全く使えないというふうなことに弱腰だと、なおなるので、やっぱり国民の要望にこの五カ年計画についてはこたえていただきたい。

じや第六次五カ年計画の整備目標はどうやつて設定するんですか、内容です。

○政府委員(川本正知君) 第六次五カ年計画の整備目標につきましては、現在観望作業中でございますので、正確なことを申し上げられる段階ではございませぬけれども、私どもいたしましては、十一兆二千億の総投資規模の中で八兆二千五百億円が治水事業、治水事業ということになっております。そういったものを河川、ダム、砂防、そういったものにいろいろな要素を勘案いたしまして適

正な配分をいたします。こういった作業をこれからやるわけでございます、そういったものに依つて実際のいままでの河川の改修の実績単価……。

○上田耕一郎君 そういうことはわかつていますけれども、パーセンテージなんか決まるのかどうか、簡単に答えてください。

○政府委員(川本正知君) はい。整備率の話でございまして、それは大河川につきましても、たとへて申し上げますと、五カ年の最終見込みが六三%程度を目標として、いま現在作業をしております。

中小河川につきましては、一八%を二五%まで上げる、その中の都市河川につきましては、三八%の現在の整備率を五三%ぐらいに上げるといった目標を一応考へて作業を進めておるところでございます。

○上田耕一郎君 少し飛ばします。

いま中小河川、都市河川の問題もちよつと触れられましたが、おくれの原因。その総合治水対策問題で、昨年の十月九日に練馬に行つて調べた問題を昨年の十一月二十六日の当委員会でもちよつと聞いたんですが、こういう総合治水対策、特に流域対策で、流出率がかつて一割だったのが三割にもなつておるということが大問題になつておるわけなんだが、この流域で、総合治水対策の流域対策として多目的な調整池だとか、あるいは団地の間の貯留、校庭の貯留とか、各戸の貯留、あるいは透水性舗装だとか、さまざまな施策があります。これについて五十二年六月十日の河川審議会の中間答申でも、こういう根幹にかかわる問題の詳細な検討が必要だということを述べておるんですけれども、都市河川のこういう総合治水対策を進める上で、道路の舗装問題とか、校庭の貯留を進めるとかいう法的な、たとえば新規立法とかあるいは法改正だとか、そういうことをすれば済むんじゃないかと思ふんですが、そういう検討は建設省でしてございませぬか。

○政府委員(川本正知君) 総合治水対策といひましては、河川サイドでは治水施設の整備の促進

ということとは当然考えなきやいかぬわけでございまして、その中に先生おっしゃいました流域での洪水の流出抑制といったこととていろいろと遊水地対策、多目的の遊水地であるとか治水緑地であるとか防災調節池であるとか……

○上田耕一郎君 いや、それはわかつているんだ、時間がないで……

○政府委員(川本正知君) 雨水貯留とか、いろいろな遊水地対策を図っております。

○上田耕一郎君 立法措置をやる必要があるかどうかだけ答えてください。

○政府委員(川本正知君) 一方、棟間貯留であるとか校庭貯留であるとか、河川サイドで直接河川事業にならない対策がございまして、そういったものにつましては、総合治水対策の一環といたしまして各流域ごとにつくっております対策協議会の中です十分協議をして、コンセンサスを得て流域整備計画に乗せておるわけでございまして、そういった協議会の合意のもとで各種の施策を進めることにしております、そういった協議会を十分活用いたしまして、われわれとしては総合治水対策の推進を図つてまいりたいということを考えておるわけでございます。

法律の問題につきましては、そういったことから河川事業ということそのものではございせんし、いろいろな角度からそれを十分検討を重ねなければいけないというふうに考えておるわけで、必要となれば制度等を充実させる等の措置も今後考えてまいりたいと思っております。

○上田耕一郎君 もうあと六分しかないのです、治山五カ年計画のことを農水省の方が見えておりますのでちょっとお伺いしたいと思ひます。

私、昨年の秋に檜原村や奥多摩町、それから東京都の西多摩事務所などへ調査に参つたんですが、大変驚いたんです、森林の荒廃、特に三多摩地域の森林組合あるいは町村、それから東京都が非常に苦しみ憂へている状態に陥れたんです。

ここに東京都森林組合連合会の「林業振興対策に関する請願書」がありますが、これを見ると、も

う消滅の危機にある、このまいくと植栽木はもうくす藤の山に化けそうだということを嘆いている。

東京都の西多摩経済事務所の林務課の方も、昔は奥多摩を一日歩いているとあちらこちらで木を切つていた、いまは一日歩いても一カ所もぶつからないということをお嘆いしておられた。

東京都は全国の中でも特にひどいようだけれども、そのとき西多摩経済事務所の林務課の方は原因として二つ挙げられました。

一つは外材の輸入です。これももうきよう時間がございせんが、昭和三十八年に外材の輸入が自由化されてから、かつて九〇%近くあった材木の自給率がいまではもう三〇%というところまで落ち込んできているわけでありまして、これは貿易摩擦の一つの問題だと思ひますけれども。

二番目に挙げられたのは間伐材、つまりヒノキや杉の間引きですけれども、それがもうまるつきりできなくなつたやうなことを指摘していただきました。それから林道の問題もあるんですけれども、材木の値下がり、三十年か四十年たつた杉が、去年聞いたときは一本千円だったと言つていたけれども、ことし聞きましたら、もう千円も割つて

いる。そんな値段では間伐して、運搬費、切り出し人に物づく金がかかるのでだれもやらないというところで、だからもう間伐ができなくなつて山が放置されているということなんです。

林業白書を見ましても、日本全国の間伐の必要になつてゐる山が四百七十五万ヘクタールある、そのうち公私所有林については間伐を必要とする森林面積が百九十三万ヘクタールになつてゐる、ところが年間十萬から十五万ヘクタール程度しか間伐してゐないという大変な数字があるわけなんです。

こういうことを考えますと、治山五カ年計画で第六次が出てゐるんですけれども、林業白書にも書かれてゐるやうな林業についての産業対策をやらなと、資源対策そのものもどうも崩壊するやうに非常にむずかしい状況に立ち至つてゐるやうに思ふんです。私も急遽林業白書を少し拝見して

いただいたんですけれども、なかなか大変な状況にある。

先日、サンケイ新聞四月十一日で、信州大学の只木教授がこの間伐問題を非常に重視されて、政府資金を突つ込んでやるべきじゃないかということも指摘されておられる。やっぱり治山五カ年計画を進めるためにも、そういう間伐問題なども含めた林業に対する産業政策を考えなきゃならぬ、国全体の施策として大変大事なところに来てゐるのではないかと考えるんですけれども、そこは林野庁としてどういう方針、政策でこの森林の問題、林業の問題を進めようとしておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(秋山智英君) 林業問題につきまして、先生御指摘のとおり現在大変停滞でございまして、まずは木材需要の面から見ますと、五十六年ついに一億立米を切りまして、建築着工戸数も百十五万戸というやうなことになつてゐまして、非常に需要も低迷してゐます。

一方におきまして、いま御指摘のとおり問題の一点は間伐でございまして、わが国の人工造林の大半が戦後でございまして、したがいましてちやうどそれが間伐適齢期に入つてゐまして、これを積極的に進めることが健全な森林をつくる上にきつめて不可欠な問題であります。

そこで、問題点につきまして見てまいりますと、やはり林道、作業道というやうな搬出の關係の密度が非常に少ないということ、それから間伐材そのものが、いまお話がございしましたやうに、一般材に比しまして割り高になるといふやうな問題、さらにはこの間伐材が計画的に大量に出てまいりませんと需要側でもなかなか利用開拓の面を取り組みがたいというやうな問題、それから間伐の未経験者等も多いというやうなこともございまして、私どもは五十六年から間伐総合対策というやうなことで、林道ももちろん計画しますが、さらに間伐を組織的にできる体制整備、それからさらにはそれを利用開拓するにはどうやうしたらいいか、それから間伐を進めるに当たりまして集团的

に、団地的に進めていくにはどうしたらいいかという問題。

それからもう一つ、いま先生御指摘がございまして、間伐の促進のための資金を考えなければならぬという問題がございまして、昨年からそういう総合対策を、昨年は五十四億ほど使ひましてやり、さらにことしも同程度の金額をこれに投入いたしまして進めてまいつておるところでございまして、特にことしは、需要者側と生産者側がリンクした情報があつてきつ合ひませんとまずいものですから、そういうやうな情報システムを開発すると同時に、間伐専門の国産材産業振興資金を五十億ほど予定しまして、それをそれに投入するといふやうなことでこれは鋭意やつております。

まだ始めましてことしで二年目でございまして、さらにこのやうな面で積極的に進めながら、二十一世紀に向けての健全な森林造成をするといふことに私ども最大限の努力をしなければならぬと思つております。

もう一点、これとの關係で重要なことは、農山村の過疎化問題が絡みますので、私どももいたしましては、やはり山村の定住条件整備という面からこの問題について取り組まなければならぬといふことで、ことしも、特用林産が最近三千億産業になりました、山村の非常にこれは大きな重要な産業になつておりますので、そういうものと長期の林業をうまくかみ合わせながら地域の定住条件を整備する。また、治山事業におきましても、総合的に重点を決めまして定住条件を整備するやうな方向に持つていくとか、いろいろやうな面での対応を積極的にこれから取り組んでまいらうと思つております。

もう一点、外材との關係でございまして、確かに御指摘のとおり、私どものいまの日本の森林の構成条件から見えてまいりますと、まだまだ伐期到達する以前の林分が多ございまして、したがいまして、ここの間の間は外材に相当程度依存しなければならぬと考へておりますが、問題はやはり安定的に計画的に入れる方法が一番重要でございま

○栗林卓司君 どうお尋ねしていいかちよと迷っているんですが、第六次の計画を見ますと大きく三項目に分かれておりまして、「国土の安全性の向上」、「森林の水源かん養機能の拡充強化」、「生活環境の保全・形成」。国土の安全性の向上、森林の水源かん養機能の拡充強化、生活環境の保全・形成という、いかにも一般的に聞こえるんですが、具体的に森林が果たす役割と見てまいりますと、この受益グループというのは全国民ではなくて、ある特定の地域にある森林を造成することによる、あるいは森林を保全することによる受益関係というのが成り立ちますね。恐らく地方公共団体が三分の一を持つというの、そういう受益関係を頭に入れて負担をするという考え方が基礎にあると考えて間違いないでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 受益関係につきましては、やはり特定はできないと思います。と申しますのは、水源涵養保安林等の森林造成になりますと、たとえば利根川地区で申し上げますと、奥地の群馬県で造林された部分が下流、東京都までずっとその影響が出てまいりますし、土砂流出等におきましても同様なことが言えますので、受益者を特定するというのは非常にむずかしいと思います。ただし、現在治山事業におきまして三分の一を県が負担するというのは、県内で広く、いうふうな意味で、受益者が不特定と申しますか、範囲で受益されますので、三分の一を県が持つというふうな形をとっているわけでございます。

○栗林卓司君 それは国有林の場合に財投資金で三分の一をいま埋めてはいるんですけれども、本当は大きな意味では、特定はできないけれども、広い意味の受益関係というのは広がっていることは事実だと思います。

そこで、水源涵養林をたとえば考えてみた場合に、水系がありますね、そうすると下流の住民、これも特定することはむずかしいんですが、いわばその人たちに負担をしてもらう。負担をしてもらいながらその森林を維持していくというのは、考え方としては間違っていない。そうなりま

すと、森林というのは山奥にある場合が多いのだけれども、その森林というものと、たとえば下流域の農工業あるいは都市住民も含めて、それとある結びつきというものは生まれてきますし、それは負担の面でも、あるいは森林がそういう形で存在しているのだという価値観の面でも、そういう結びつきを常に持つておくことが基本的に必要なんじゃないか。したがって、それが実際の費用負担としてどう制度に乗るかどうかは別にしても、もともと森林というのはある水系の水源涵養機能がある、これはもう森林の持つ第一の機能であるといえたら、その負担もまた下流住民に求めていく、どう求めるかは別ですよ、考え方として、求めていくのが本来の筋道ではないか、全部とは言いません、という考え方についてはいかがですか。

○政府委員(秋山智英君) 私は基本的には、いま先生御指摘の造林の一部につきまして下流の方々に負担していただくという考え方は、やはり将来方向としては必要な考え方だと思っております。そこで、林野庁におきましてもそういう基本的な考えに立ちまして、これまで森林造成維持の費用分担の推進調査とか、あるいは分担実地調査とか、さらには公益的な機能の、これから進めるに当たりまして森林所有者が受益をする範囲というものはどういうものであるかという調査を四十八年以來現在までいろいろやってまいっています。

そこで、問題になりますのは、やはりどの部分は受益させるか、また受益の範囲はどこにするかという非常にむずかしい面がたくさんございまして、現在これらにつきましてはいわゆる公益的機能の定量化問題、それから各種受益関係をどう明確化するかという問題、さらに特定化するかという問題、そういう問題につきましてこれは詰めていかなければならぬということをやっておりますが、基本的にはそういう、さっき触れました下流の皆さんが一部負担をしていただくという考え方で進むべきだろうと思っておりますし、すでに木曾三川

におきまして、あるいは琵琶湖周辺におきまして、さらには福岡県におきまして、それぞれ下流の方々が造林資金の一部を負担するという形では出てまいっておりますので、そういうものもこれから十分検討しながら、ひとつさらに前向きに進めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○栗林卓司君 農業とか漁業というものを考えますと、わりあいと目に触れることの多い産業なものですから、その変化もよくわかるし、ああそうか、だんだんと二種兼業農家がふえてきたのかとかということも目に触れるのだけれども、林業とになりますと、特に都会地に住んでいる、しかもいま、まごころすると国民の半数近くが都会地に生活をしなければいかぬという状態であるわけですが、都会地にいると、その暮らしと森林というのは実は深く結びついていっているんだけど、それはなかなかそう言わないと実感として感じられないという面はどうかともあると思うんです。

そこで、国民に対する林業の教育というところがあるんですけど、そういうものとして林業があるんです、しかも、これは一朝一夕には育たないんです、長い時間をかけてやらなければいけないです、ということも国民教育の一環として本当はもつとする必要があります、それが浸透してくると、財源事情がどうあるうともこの計画はび一文削るわけにはいかない。いわば年度単位の判断で動かすわけにはいかないのが実は林業の問題である。治山五カ年計画というのは、いろいろ言っておりますけれども、中身は森林の問題でしよう。

文部省においていただいていると思うんですけど、以上の前置きを置きながら、実は私も聞いてびっくりしたんですけど、小学校の教科書から林業という言葉が消えただんです。農業、漁業はある。恐らくこれは社会科だろと思うんですけど、なぜこれが小学校の教科書から消えただんですか。

○説明員(熱海則夫君) お答え申し上げます。ただいま小学校の教科書から林業が消えたとい

うお話でございますが、これは若干誤解がございまして、少し扱い方が薄くなっておりますけれども、いま社会科の教科書を出版している会社は六社ございまして、全部林業についても取り扱っております。ただ扱い方が、いままで五年生で集中的に扱っておったものが三年、四年、五年というふうな、多少ばらつきが出てきた。これは内容的に、実は今回の学習指導要領の改定に伴い教科書も改定されたわけですが、その中で、特に全体の知識の量が多過ぎるから減らせというところ。その際、小中学校の内容を一貫的に見まして、中学校は従来どおり取り扱っておりますけれども、小学校については若干や重点を、農業、工業、それから水産業という形で、産業としての林業はそれとに變更をした結果、その扱い方が多少薄くなっておりますけれども、いま申し上げましたように、教科書の記述から消えたということじゃなくって、すべての教科書が取り上げておることは事実でございます。

○栗林卓司君 だけど、いまお答えのように薄くなったわけですね。それで、地域の実情によって多少差があつてという問題として扱うにしても、実は森林問題というのはいくらも大きな問題、もつと思の長い問題である。常に言っておかないと忘れてしまう問題。一遍森林が傷んでくると取り返しがつかないという意味では、ここで議論するつもりはありませんけど、もつと特筆大書をしなうら、しかも国土面積の七割が森林である、そういう意味では恵まれていた日本なんです、今度の改定はいつかわかりませんが、ぜひその際にはお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○説明員(熱海則夫君) ただいまお話し申し上げましたことは、特に林業ということに関して申し上げたわけですが、もちろん森林の公益的な機能とかそういう面については社会でも理科でも十分取り扱っているつもりでございますが、ただ林業の扱い方がそういうふうな形になった。ただこ

の点については、実は指導要領を補説する指導書というものを文部省が出しておりますが、それをつい最近、三月二十五日付で若干改定を加えたわけです。その中で、特に森林の部分についてまた新たに強調をしておりますので、なお取り扱い方が従来より手厚くなるというふうに考えております。

○栗林卓司君 私が言っているのは、林業なくして森林は保全できませんか。だから、別なことを言っているんじゃないんです。やはりそこに働いて生活している林業従事者がいて初めて森林というの保全、発展していくんであって、別物ではないんです。これをぜひ学校教育の中から教えていただかないと、いまのお答えのように森林と林業はまるで別なんです。ほうっておけば森林になるんですと言わんばかりのお答えが出てくるんで、ぜひそれはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

長官、いまの日本の林業の実態というのはまことに寒心すべき実態にございます。林業白書を拝見しますと、とにかく零細な林業経営者が大変ふえてきた。二十ヘクタール未満の林業経営がいま百六万、これも減りましてね。中規模、二十ヘクタールから百ヘクタールの林業をやっている方が、これは横ばいなんだ、五十五年が四万七千。それから大規模というのは百ヘクタール以上、これはわずかに三千五百戸。林業は、農業も同じですけれども、農業と似たようなふうになるんですね。問題は零細・小規模の林業経営者をどうしていくのかということだと思ふんですが、そこで拝見すると、何となく農林省の中核農家じゃないけれども、同じ発想で考えられている気がする。林業の場合にはこれは、しよせん規模の拡大が答えでしょうから、どういった形で規模の拡大に向かって進めておゆきになるのか、御方針を教えてください。ありがとうございます。

○政府委員(秋山智英君) 日本の森林所有者形態は、先生御指摘ございましたように、非常に零細の森林所有者の皆さんが多いわけでございます。

しかしながら、これらの森林所有者の皆さんは農業と林業を複合的に経営しながら家計を立てるといふようなパターンが多々ございまして、私どもはやはり零細・小規模所有者は森林組合のような一つの組合に入りまして、一緒になりまして団地として協業で経営をしていくというふうな形に持っていくことが非常に重要だろうと思ひます。それによりまして生産活動が活発化し、また山村地域の定住条件が整備されまして、そこに林業を経営する皆さんの働く場が得られるわけでございます。その中で、零細・小規模所有者の方々はやはり森林組合を中心としたしまして、そういう形で指導していくことが大事だろうと考えております。また大規模につきましては、やはりそれなりの施設計画をつくりまして計画的に進めていく、こういうことで、形態別にそれぞれの指導目標をつくりながら進めてまいるといふようなことで進めてまいりたいと思っております。

○栗林卓司君 林業の場合には、従業者の高齢化問題が一つの大きな悩みの種です。それも考えながら、また、林業経営も相当の報酬がなければこれは全く魅力がない。そうすると、大規模化の方向へ行く、林業組合つくと、そういうしなごら考えてまいりますと、ある効率のいい林業経営をどうやって実現するかという問題に私は達着する気がするんです。そのときに不可欠なのは林道の整備です。現在の林道の整備状況は白書を拝見すると、五十六年三月で九万八千五百六十四キロメートル、これは開設延長ですが、これは森林資源に関する基本計画の整備目標のわずか三六％です。林道がなかったら、それは間伐するといつたて入るのに容易じゃないし、全体を見渡しながら少数人数で森林を管理するといつてもなかなかできない。そうすると、いまの時期に思い切つて林道整備というのは重点的に資金をつぎ込んで整備しなければいけないもの一つではないんでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 先生御指摘のとおり、これからの林業経営を安定的に発展させるベース

になりますのは、やはりそこに生産基盤が整備されること、第一条件でございます。生産基盤と申しますと林道、造林という問題でございまして、まずそれが整備されるのが重要でございます。で、私どもも現在の林業関係事業を推進するに当たりましては、治山事業ももちろん重要でありまして、造林、林道というものを相当重点的に指向しながら、そこにおきまして今度は働く人の場を確保するといふ形で、たとえば特用林産と林業を組み合わせた特用林産村づくり事業とか、そういうふうな形で定住条件を整備することで進めてまいりたい、かように考えております。

○栗林卓司君 すると、第六次五カ年計画で、いま五十六年三月で整備目標が三六％、これは今度の五カ年計画が終わった段階では目標の何％までいくんですか。

か、それをベースにした治山五カ年計画をどうするか、ということの長い展望を持った仕事をぜひお願いしたいと思ひます。

それで、ちょっと話が細かくなるんですが、マツクイムシがございましてね。マツクイムシの被害の進展状況というのは、まだとまつてはいないんだけれども、とりあえず先般特別措置法が決められました。一応現状なんだけれども、マツクイムシ被害によって治山能力が低下したということはあるんでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) いまのお尋ねは治山ではなくて林道でございますね。

現在、林道計画につきましては毎年ほぼ三千ないし三千四百キロメートルずつ実施しております。今後におきましては、大体一万五千キロが五年間のほぼ計画でございまして、できるだけの五年間の一万五千キロをさらに延ばすように今後進めてまいりたい、私どもはかように考えております。

○栗林卓司君 ぜひそれはよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

五年間で一万五千キロですと四十数％になるわけですから、とてもまだまだ足りないかないんでね。森林というのは、総体によつてはお金を食うものだとは思ひます。時期によつては、やがて木が育つてきて、それが市況の好転と相まって用材がどんどん売れるということになれば、それはまた林業も活況を呈するということもあり得るで

しょうけれども、それは林業の大きな波の中の一つのいい時期であつて、ある時期になると植林ばかりしていきなやだめだということもあるでしょうし、だからある時期には相当お金を食う、それを覚悟した上で、じゃ林業政策をどうしていくのか、それをベースにした治山五カ年計画をどうするか、ということの長い展望を持った仕事をぜひお願いしたいと思ひます。

そこで、私もその一環といたしましてすでに保安林等におきまして、マツクイムシの被害によりまして崩壊のおそれのある地域等もございまして、それにつきましては、マツクイムシ被害保安林等の復旧並びに崩壊防止というふうなことで治山事業を進めておりますが、これにつきましては、五十七年度におきましては対前年比一二・五％の十四億円を計上しております。マツクイムシ被害によりまして治山の崩壊の起こらぬように万全を期してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○栗林卓司君 それでは、マツクイムシの問題も含めて治山対策を進めますね。という、堰堤をつくる、いろいろな対策があります。そうすると、いまでも山が崩れそうで何となく危なかったところも安全になるわけですか。安全になるとそこが宅地化します。宅地化しますと、人が出入りしますから森林は後退してまいります。これは実際に堰堤をつくる治山事業を進めている者の気持ちとす

ると、非常に割り切れないものがあるんだそうです。もととは森林を守りながら、荒廃したところについては堰堤をつくりながらやっていたんだけれども、やってみると市街地がどかんと攻めてくる。やっぱりどこかで土地の利用規制みたいなものが、治山計画を進める面でも必要なんではないかというのを私はよく聞くんだけれども、この辺についてはどうお感じですか。

○政府委員(秋山智英君) 治山施設を行いましたところは、原則として御承知のとおり保安林に全部編入いたします。それから普通林地におきましても昭和四十九年に森林法の改正をいたしました、林地の開発許可制度というものを設けております。それでこの許可制度は、ねらいをいたしましてはならないという観点に立ちまして、土砂の崩壊あるいは流出のおそれのあるところはもちろん許可しない。それから水の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には許可しない。ない場合において許可する。それから環境に著しい変化をさせるおそれがないという場合に許可するというようなことでございまして、やはり治山施設をし、保安林をよりよい状態に完備すると同時に、いま申しましたような三つの点から、重要なところについては十分配慮した森林の取り扱いを今後ともしてまいりたい、かように考えております。

○栗林卓司君 その許可はだれがするんですか。

○政府委員(秋山智英君) 都道府県知事でござい

ます。

○栗林卓司君 実はそこに本当は問題があるんです。この間またシラス台地等についての議員立法の臨時措置法の期間延長がありましたけれども、聞いてみると、そこはもう家を建てちゃだめなんだ、だけれども建っちゃっているものだから、ここは保全してくれないと困るのだという要請が大分あって、それも全部ではありませぬけれども、期間延長を求める有力な理由の一つなんですという話がありましたけれども、もともとシラスという特殊な土地地帯をいかにして保全するかという

立法の趣旨から言うと、これは建ててはいけないところですからもととおかしい。その許可というのは都道府県知事が出すんですが、そこで果たして、いまお考えのようなことを十分配慮しながらその許可が出てくるであろうか。というとなかなかそうではないというので、恐らくいろんな声になって私のところにも来たように、あるんじゃないんですけれども、これは全体を見ながら、一つの基準を明確に決めた方がやりやすいんじゃないかというところがあるかどうか、一度これはぜひ御検討をいただきたいと思っております。

最後に一点だけお尋ねします。

国有林野事業別会計のいわゆる赤字問題、この赤字の性格に対して長官はどうお感じですか。というの、赤字が出てまことに申しわけないという角度なのか、いや、これはいまの国有林野事業の段階では赤字はやむを得ないんですということなのか、ごく大ざっぱに分けていきますとどちらの立場でこの問題をござらんになってますか。

○政府委員(秋山智英君) 現在の国有林野事業につきましましては、損益計算上赤字になっているわけ

でございまして、

この原因につきましまして見てまいりますと、戦後三十六、七年から四十二、三年にかけましてまだ外材がなかなか入ってこない状況の段階におきまして、わが国の木材需要が相当高まりまして、やはり国の森林として国民の要請にこたえなければならぬという面で伐採してまいった経緯がござい

ます。そういう面から最近資源事情が悪くなつたという面がございまして、一方におきまして、森林に対する要請の多様化と申しますか、木材生産だけじゃなくて水資源涵養、自然環境保全その他の要請も高まってまいっております。私どもといたしましては、そういう中におきましてまた地域の農山村の振興にも寄与しなければならぬというふうな要請もございまして、

ざいします。昭和五十三年に国有林野事業改善特別措置法という法律をつくりまして、以来組織の改善、合理化、要員の適正化、さらに販売の努力、その他生産性の向上等もございしますが、鋭意経営の改善に努力しながら、一方におきまして、やはり当面は木材価格も低迷しまして収入も落ちてまいっておりますので、自主的努力をすることてまいってございまして、一方、一般会計からの資金の繰り入れ、さらには財政資金を導入いたしまして、できるだけ早い状態におきまして国有林の経営の健全性に努力するというところで、現在鋭意その努力をまいっているところでござい

まして、

したがしまして、現在私どもは財政資金によりまして、また一般会計からの繰り入れによりまして造林あるいは林道を開設しておるわけでござい

ます。これらはいま赤字でございまして、

いずれば資源として戻ってまいり、また、国民の皆さんなり地域の皆さんにその森林造成を通じて、いまこれが貢献できる場がございまして、いまは私どもといたしましては、鋭意経営改善に努力し、また森林造成に努力しながら、非常に苦しい経営内容でありますけれども努力してまいるとい

うことでございまして、右左かと言われますと非常にむずかしいわけでございまして、まずは健全性の確保に最大限の努力をするというのが私

どものいまの経営姿勢でござい

ます。

○栗林卓司君 いまお答えにありましたように、木材というものは何のために使うんですかという

と、一つの経済財、切り出して材木にして資金を確保する、いわばそういう単純なことで国有林野事業が行われていたところはそれなりに事業特別会計を持っておいた一つの理屈がある。ところが、おっしゃる通りに水源涵養機能あるいは生活環境保全機能となつてくる、この木を切りたいんだけれども切るわけにいかない。最近の例で言うところ屋久島の杉。あれは経済林だ、したがって、切り出して事業特別会計の改善に貢献しようではないかというところを仮に考えても、いや、あれはいかぬ

あれは国立公園としての資源保全だということか。うで切れない。そうなつてくると、森林を造成して成木になったらそれを切り出して資金を得るというだけではない、森林の多目的の公益性が実

は出てきた、そうしたものを全部ひくくめ、国有林野事業特別会計であたかもそれは企業会計的な感覚で全部処理しようとするところにもうそろそろ無理が来たんじゃないだろうか。

したがって、他の事業のように、たとえば五十七年度だったら千七百億、五十六年度が千四百億、赤字の穴埋めとして財政からお金を借りてい

る。赤字だからいかに調子が悪いように見えるけど、よく考えてみると、これが全部が全部国有

林野事業特別会計の原因で出てきたんだらうかというところも、それは私は言えないような気がす

る。したがって企業の経営の改善、合理化に努力されるのはもちろんでありますけれども、森林が

持っている多目的の公益性をどうやって維持増進するかというのを考えていくと、どうやら国有

林野事業特別会計という枠組みの考え方だけではうまくなつてくるんじゃないか。やっぱりこの特別会計を一遍脱皮して、新しい国有林野

あるいは民有林も含めてになるかもしれない。それにふさわしい特別会計なりあるいは資金調達

の道なりを探していくのがまさにいまの問題ではないんだらうか、私はそんな気がするんですが、最後にこの点についての御意見を伺って、時間になりましたので質問を終わります。

○政府委員(秋山智英君) 現在国有林野事業につ

きましては、いまお話しのとおりこれは特別会計制度でござい

ます。これはあくまでも国有林野の管理、経営を企業的の経営原則に基づいてやるわけ

でございまして、何と申しましてやはり国有林野事業の経営成績を正確に把握して効率的な経営

を行うというところはきわめて重要でございまして、そういう面から年々の経営成績を重視することとは私は必要だろ

うと思ひます。単年度におきましては必要だろ

うと思ひます。単年度におきましては必要だろ

は長期の視点に立ちながらやる面がございますので、私どもの現在のこの会計制度につきましては、この超長期性を配慮しまして造林、林道につきましてはそれに応じた経理制度を導入しておるわけでございます。

私どもは、たとえば造林投資につきましてはこれを資産化いたしまして、伐期に資産価格を費用として計上するか、あるいは林道投資につきましては固定資産として減価償却するというようなことでやっておりますし、また、一般会計から一部導入をしていただいておりますが、やはり特別会計制度下におきましてもこれは可能でございまして、この国有林野事業を効率的に、合理的に経営するためには現在の制度は私には必要であるというふうに現在理解しております。

○栗林卓司君 質問を終わります

○江田五月君 治山治水の仕事というものも、戦後三十六年たつてずいぶん変わつてきたような感じがいたします。

私などはまだ小学生の低学年のころに、アメリカの方の女性の名前のついた台風が次から次へとやってきて大変な風水害を起こしておったのをかすかに覚えておるようなことで、その後、そういう河川が大規模にはならんをして町が一面水につかってというようなものも全くなつたわけではありませんが、そういうことよりも、何か風水害という点で見ると、局地的な災害が数多く発生してくるようになってきた。最近はどうも土砂崩れ、鉄砲水、土石流というものが何か風水害の主流のように見受けられますが、いつごろからこういう傾向の変化というものが起こってきて、あるいはその原因というものとは一体どういふことなのか、お伺いいたします。

○政府委員(川本正知君) わが国におきましては、地形的な状況あるいは自然現象といった宿病あるべきなフアクターによりまして大震災害が多い国でございまして、毎年災害によりまして多くの人命や財産が失われておるといふことも事実でございします。ただ、戦後から三十年代の半ばごろまでは、

たとえは三十四年に起こりました伊勢湾台風災害、これは死者だけで五千名以上数えたわけでございまして、こういったきわめて大きな災害、あるいは大河川のはんらん等によりました大規模な、かつ広範囲な地域に被害をもたらす災害が相次ぎまして、毎年の平均でいきますと千人を超える死者、行方不明者を出しておったわけでございますが、三十年代の後半ごろからは、戦後次々に毎年のようにわが国を襲いました超大型の台風とといったものが幸いにして上陸するケースが少なかったということ、あるいは三十五年から始まりました治山治水緊急措置法によります五力年計画によりまして、まず大河川の整備が進められてきたということも確かにその一因であろうかと思えます。四十七年の豪雨災害というのは際立っておりますけれども、そういったものを除きますと、平均的に申しまして毎年三百人程度の死者、行方不明者というふうに減ってはきております。

最近の風水害による被害、特に土砂害といったものの特徴をいたしましては、いま申し上げたように大河川のはんらんというものの災害は少なくなつておりますものの、局地的な豪雨といったものによります山崩れ、土石流、あるいは中小河川のはんらんといったものが相対的に目立つようになつてきたのではないかと、いふうに考えておるところでございます。また、いわゆる情報網の発達といいますか、そういった情報が得やすくなつたということもあるかとは思ひますし、また核家族化も一つの影響かと思ひますが、いろいろな意味で家屋が、住家が相当の地域まで広がつてきたといふうなことで、かえつて災害が起きやすいといふことも一つの要因にあるように考えております。

○江田五月君 先ほどの栗林委員の御指摘の中にもありました、治山治水で手を施していくと開発がずつと奥まで進んでくる。そのためにかえつてまた手を抜けなくなってしまうというようなことともあるいはあるのかと思います。

たとえば私は、いまここで例として、昨年の七

月の十三日に、これは岡山県の北の方、真庭郡一帶で起こりました集中豪雨による被害をちよつと考へてみたいんですが、十三日午後、わずかに五、六時間の間に二百ミリを超える集中豪雨に見舞われ、全体でこれはたしか死者が四名になりますか

災害が起こったわけですね。この災害の全体的な姿というものは後で明らかにしていただきたいと思いますが、いまのお話の核家族化が進んで住居が広がってきたという点について一つだけまず具体的にのお尋ねをしますと、この災害のときに、真庭郡湯原町という町で教員住宅が土石流に襲われました。そこで、これは二十四歳の女性の小学校の先生、村の誇りとしておった女の若い先生だったようですが、この人が押し流されて死んだわけですね。この人が住んでおったのは教員住宅、つまり公共の住宅です。その場所が、山のすぐ一番根元のところに建ってあって、そして土石流の直撃を受けたというわけですが、そういう住宅の開発、特にこういう公共的な性格を持った建物までが、そういうところに関与されておるといふ点をどうお感じになりますか、この点はお調べになつていらつしやいますか。

○政府委員(川本正知君) 先生いま御指摘の、具体的な女子教員の方々の場所等について詳しくは私も存じておりませんけれども、最近の傾向といひまして、先ほど申し上げたように、非常に岡や山県の真庭郡の災害のケースにおきまして、まきわめて局地に集中的に大変な雨が降った。連続雨量が二百二十八ミリというような雨量でございまして、そういった、きわめて集中的に、しかも局部的

そういう実態から考えましても、土砂害対策、またがけ崩れ対策といったものが非常にたくさん、個所が挙がっておりますけれども、そういったものを重要なものから適時対策を講じていかなければならぬ。きわめて整備水準としてもまだ低いという段階でございますのでさらに努力していかなければならない、そういうふうに感じたとこころでございます。

○江田五月君　いま私は、全国のどこに集中豪雨がある日突然襲ってくるか恐らくわからない。襲ってきたときに、本当にバケツをひっくり返したような雨が降ります。別にこの岡山県の真庭郡の例だけではなくてどこでも普通ならこんなところか、溪流が、——溪流とも言えないんですね、水なんか流れていないようなちよつとしたくばみが、突然たけり狂う土石流になるとは思いもかけない、そういうところは全国至るところにある。そういった山合いのすそのところに住宅が建っているというような状況があるんだと思うんです。この住宅が山のすぐ根に建っているような状況について、一体何か対策はないんだろうかという、もう一番具体的な対策の話を質問したんですが、お答えの方はその前の抽象的なお答えになりましたようですが、もう一遍ちよつとその具体的なことについて伺つてみたいと思います。

○政府委員(川本正知君)　そういった具体的な家屋の背後の急傾斜地のがけ、そういったものに村する安全対策ということとは、私どもとしても現在がけ崩れの対策として考えて事業も実施しているところでございますが、ただ、ある程度の戸数、ある程度の規模といったものがありまさんと現在にはまだ採択できないということでございます、それにいたしましても大変な数の対象箇所があるわけでございますので、なかなか一戸の家だけに對

して手当てをするというふうなことは、がけ崩れの急傾斜地の対策事業として取り上げるといふうなことにはいま直ちにはできておらないわけでございます。そういったもの、さらに基準に合っておりません、現在やっております事業を進捗させてまして、だんだんと対応を広げていかなければいけないというふうに思っておりますのでございませう。

○江田五月君　ごめんなさいね。どうも私がきのう申し上げた順序で聞いていないもんですから困るんだらうと思いますが、そういういまの女子教員の住宅などの場合は、特に公共の建物なんですから、そういった山のすぐ隣に建てなきゃいんじやないかと思うんです。至るところ危険な場所はあるわけで、しかも、普通なら危険と思えないような場所でも土石流は起るわけです。それを一体どういうふうにとめていくかというのはより大切なことなんです、そういう土石流を

とめるということだけではなくて、今後、そういう山のすぐ隣に家を建てるようなことをなるべくやめていく。すぐに移転させると言ってもこれはなかなか困難でしょうけれども、少なくとも公共の建物などは、川のすぐへりへ持つてくるのも大変でしょうが、そんなにいま、田もつぶしているわけじゃありませんが、それでも少しは耕作するのをやめなさいというような時世ですから、もう少し経済性よりも安全性を考えて立地を指導していくようなことを考えてはどうでしょうかということをお願いいたします。

○政府委員(川本正知君) 土石流に対する人命被害ということが各地で発生しております現状にもかんがみまして、従来いろいろな対策工事をやっている、そういったもののほかに、土石流の危険渓流の周知ということ、あるいは警戒避難体制の整備といったことも、いわゆるソフトな面での総合的な土石流対策ということをわれわれは考えておりまして、すでにある県におきましては、そういった危険渓流の表示ということをテスト的にやっているケースもございます。従来から学識経

験者等集まっていたきまして技術検討会を設置いたしましたして、そういった避難体制の整備、情報の収集、防災意識の高揚、そういったあらゆる面を含めましての諸施策の促進について協議をしております。五十七年度から順次こういった危険渓流の表示といったものを含めまして、警戒避難体制の充実といったことを実施してまいりたいというふうに思っております。ごさいいます。

また土石流の影響を受けますおそれのある地域の住宅の移転につきましては、先ほども申し上げましたけれども、建築基準法によります災害危険区域の指定といったもので住宅の建築を禁止するとか、あるいはがけ地近接危険住宅移転事業というふうな事業もございます。そういったものもその事業によります住宅移転の促進とか、そういったもので関係機関の部局とも十分連絡調整をしまして、地方公共団体を指導しているというところでございます。

○江田五月君 少なくとも教員の住宅などという
ような公共の建物については、やはりこれはどこ
に建てるかというのは、私は具体的な場合にこれ
が県であるのか町であるのか調べておりませんけ
れども、そういうところも責任なしとは言えない
と思うんです。これはよく考えていただかないと
今後困ると思うんです。

さて、もう少し一般論に戻りまして、いまも先に答弁の方がずいぶんあったものですから、質問前に答弁があつてどうも戸惑つてゐるんですけれども、全国で土石流が発生する危険のある溪流といふのが一体どのくらいの個所いふとあると把握されておるのか、これをお知らせください。

○政府委員(川本正知君) 土石流の発生危険がある溪流というのは、昭和五十二年に総点検いたしました、五戸以上の人家あるいはこれと同等の施設に被害を与えるおそれのある溪流を選び出して、結果といたしまして全国で約六万二千三百溪流ということになっております。

○江田五月君 それは五十二年の調査ですね。そうしますと、いまの六万二千三百溪流と調査をさ

れていた部分に、この岡山県真庭郡の土石流の被害の住宅のあった場所は含まれておりましたか、それとも含まれていないですか。

○政府委員(川本正知君) 具体の事実でございませう。それで、説明員から御説明をさせていただきます。

○説明員(約谷義範君) お答えいたします。

ただいま先生のおっしゃいました岡山県真庭郡の災害の際でございますが、土石流の災害のあった溪流は五溪流ございましたが、保全対象五戸以下のもは先ほどの六万二千カ所の中にはカウンストしないことになっておりましたので、それは入っておりません。

それから、災害前は、先ほど先生おっしゃいましたように、溪流の形をしていなかったという箇所がございまして、その一カ所は入っております。あと二カ所の溪流につきましては、土石流危険渓流に指定されております。

それから 先ほど先生がおっしゃいましたが、下の人家等につきましては、これは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律という法律がございます。急傾斜地崩壊危険区域に指定されておる場合は、そこへは新しく人家が入ってくるのを制限いたすことしております。

○江田五月君 急傾斜地のすぐ下ならば非常にいろいろな制約も受けますが、とるべき方法もはつきりする。しかし、そうでないところでどんどん土砂崩れが、どんどんと言うとおかしいんですが、予想もしないところで起きてくるわけで、急傾斜地の対応だけではちよつと足りない、何か考えな

きやなぬときに来ているんじゃないかと思うんです。いまのカウントされないところでも実際にいろいろな被害が起こっているというぐあいです。これから、かつての治山治水のあり方よりもっともっと中小河川、特に小さな河川あるいは河川と言えないようなところに至るまで災害を予

防する形で治水、あるいはまたこれはちよつと観点は違ふかもしれませんが、やはり予防的な治山といふものが今後必要になってくる、そういうきめの細かさがこれからの治山治水事業に必要な

なつてくるんじゃないかと思いますが、建設省が、現在まで、そういうた全国に数多く存在してゐる、しかもカウントで漏れて、しかもそこで人命の被害が出てくるというような土石流危険渓流に対して、どういふ対策をとつてきたか、あるいは今後第六次の五カ年計画でどういふ対策をとらうとされているのか、これを明らかにしてください。

○政府委員(川本正知君) 建設省におきましては、従来から土石流災害を防止するための土石流対策の砂防工事というものを積極的に推進してきておるところでございまして、その整備率が昭和五十六年度末におきましてやつと一四%というような水準でございました。また現在、一方では、先ほど来先生おっしゃっておりますように、毎年土石流による人命被害が発生しているという現実もございまして、建設省におきましては、従来の土石流対策砂防工事をさらに促進していかなければいけない。第六次の五カ年計画におきましても、土石流対策というものを一つの重点事項に掲げまして促進を図ってまいりたいということを考えております。

また、そういう秘防工事の促進に加えて、先ほども申し上げたわけですが、ソフト面の対応といいますが、いわゆる土石流の危険渓流の周知徹底をいたしまして、やはり危険なときにはまず退避する、避難するということも一つの方途であろう、大事な安全対策であろうというふうに考えておりまして、警戒避難体制の整備というものも含めまして、総合的な土石流対策といったものを実施するように考えておるところでございます。

いろいろといままで検討を重ねてまいりましたけれども、五十七年度からはだんだんと実施ができるといふ態勢になってまいりましたので、そういう促進を図ってまいりたいと思つておるところでございます。

○江田五月君　土石流対策はやはり大切なのが砂防工事ですね。どういふ規模の砂防工事を今後重点を置いていかれるかという点はいかがですか。

○政府委員(川本正知君) 砂防工事も河川工事と同様でございすけれども、いわゆる大河川に対する砂防工事というものと中小河川に対する砂防工事というものがあろうかと思ひます。大河川の砂防工事というのは、やはり基本的な一たび災害が起こりましたときの流域に対する影響というものが大きいわけではございすので、そういったものを重点的に促進を図っていかねければならないというふうな構想で来たわけではございすけれども、もちろんそれにあわせていといひますか、対応いたしまして、中小河川の安全対策といったものも促進しなければいけません。ある程度バランスのとれた安全度の向上といったことが必要であらうかと思ひます。そういったことで、中小砂防溪流に対しましては先ほど申し上げたように、現在での整備率一四%を五カ年の終期の六十一年度末では一九%程度にまで上げたいというふうなことで、現在作業に取り組んでおるところでございす。

ちなみに、大河川の方の対策ということで申し上げますと、現在の四八%の整備率を五四%まで上げたいというふうな考えておるところでございまして、中小溪流の対策というものがまだまだ大河川に対しておこなわれていることも事実でございすので、中小もあわせて対応を図ってまいりたい、五カ年計画におきましては申し上げたような整備水準をぜひとも達成するように努力してまいりたいと思つておるところでございす。

○江田五月君 中小河川の対策というものが大切だという話、これから力を入れていかれるのだというお話を伺つて心強いんですが、中小河川の対策を考えます場合に、治水の面からの対応とそれから治山の面からの対応がばらばらであつてはならぬのじゃないか。治山の面から土どめ工ですか、堰堤ですか、そういうものをつくつていく、これと比較的小規模、まあ数百万円規模の砂防ダムのものをつくつていく、治水の面はもう少し大きなものをつくつていく、それが相互に機能的にう

まく関連しておらないと一つの溪流をうまく治めていくということではできないわけでは。この治山の事業と治水の事業との関係プレーというのはどうお考えですか。

○政府委員(川本正知君) いまおっしゃいましたように、ある一つの地域を考えましたときに、一つの溪流は治水の砂防事業でやつておる、また、別の溪流は治山の事業としてやつておるというケースも確かにあるわけではございす、そういう事業の調整といひますか、そういったことにつきましては本段階、中央段階ということ、それから各府県別の地方段階、こういったものにそれぞれ建設省と農水省の林野庁の方との協議機関をつくつておまして、そこで毎年の事業の実施の内容につぎまして協議をいたしまして調整を図つておるということではございまして、いまおっしゃいますように、全体がバランスを持った砂防対策といったものが必要であるということでは当然でございまして、極力そういった協議の場をさらに活用いたしましてその調整を十分徹底してまいりたい、事実やつておるところでございす、さらに努力をしてまいりたいと思つております。

○江田五月君 この連係プレーというのはいさしかりやつてもらいたいと思つてゐます。さらに言えば、道路を守つていくという観点からいいます、山を、どう土砂崩れを防いでいくかという点が出てくるわけでは、そういうものがそれぞれに縄張りでやられたのでは困るわけで、いかにすればその地域が上手に治山治水ができていくかというところで連係プレーを果たしていただきたいと思つてゐます。

ちよつと話は違ひますが、砂防ダムが少しづつそれまでの雨によつて埋まつてしまつて、砂防ダムの機能をなかなか果たしにくくなつていふようなことも聞くんでは。先ほどの真庭郡のケースでも、道路の上の方に治山目的の砂防堰堤があつて、これが崩れて一帯に大量の土石流が押し流されてきて、そして消防団員の人々が亡くなつたとか、もう一つは、この場所じゃありませんが、この直後の八月には今度は別のところで、道路を走つておつた新聞社の方が道路の上の方から落ちてきた土石流で流されて川に落ちて亡くなつたとか、いまの二番目のケースは砂防ダムの崩壊ではありませんが、最初のケースは砂防ダムが崩壊をした。そこでダム自体の機能回復といひますか、これもこれからやつていかなきゃならぬ対策の一つにならうかと思ひますけれども、これをいかにがお考えでしょうか。

○政府委員(川本正知君) 砂防ダムの機能は、先生おっしゃいますように、山腹や河床を安定させて土砂の流出を防止するという機能も確かにございす、さらに上流から下流まで流れてまいります土砂を貯留する貯砂機能のほかに、満砂した後も、大洪水に伴ひまして出てまいりました土砂を一時的に砂防ダムにためまして、その後の中小洪水といひますか、大洪水の過ぎた後のその後に起こります中小洪水などによりましてこれを徐々に長期間かけて下流に流下させるといった調節機能もございす。これらの機能がいづれもその効果が大小ございすけれども、長期間持続するということではございまして、土砂がたまつてしまつたダムにおきましても砂防の効果はそれなりにあるのだということではございす。しかし、土石流発生の際に特に大きな市街地の直上流部の溪流であるとか、あるいは土石流が頻発いたします活火山地域の溪流、こういったものにおきましては砂防ダムの土砂掘削を行うとともに、満砂した砂防ダムの土砂掘削を行うということも現在実施しております、砂防ダムの貯砂機能のそういう意味での回復ということも必要であるという地域もございまして、防災のための一層の効果をおこすことによつて図つてまいりたいと思つて実施しておりますのでございす。

○江田五月君 大臣、いまのやりとりをどういふふうにお聞きになつていらつしたか。災害といふのは思ひぬとときに起こるわけですから、いつも結果論であつたときこうしておけばよかつたとい

うようなことがほとんど出てくるのかもしれないが、しかしいまのようなお答えですと、遠くの方で文章づらだけで何か言われているように、恐らく災害の実際の地元の人たちはお感じになるんじゃないかという気がするんです。もつときめの細かい、後からだから言えるのだということとはたぶんありませんけれども、それにしてももつときめの細かな治山治水の対策というものがこれからますますだんだん必要になつてくるんじゃないかという気がするんです。ちよつと抽象的な質問で恐縮なんです、治山治水事業についてのきめの細かさ、配慮の細やかさということについてどういふ御覚悟でいらつしやるのかを大臣からひとつ聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(始関伊平君) 先ほど来江田委員と政府委員側の質疑応答によつて明らかになりましたように、悲惨な土石流災害から国民の生命、財産を守るためには、大溪流対策とあわせて中小溪流に対する施設整備が必要でございまして、従来から促進を図つてきたところでございす、今後ともきめ細かな、かつ予防的な砂防工事を積極的に進めてまいりたい。

その内容は、新しい五カ年計画にも盛り込みたい意向でございす、いま御指摘にもございまして、非常に非常にきめ細かなところ、市町村等をも協力の相手といたしまして、それらの力をも活用いたしまして、建設省また林野庁と力を合わせまして、そういう点について本当に血の通つた、何か聞いておつていかにも怪しげだということのないように今後一層努力してまいりたい、かように存じておるわけでございす。御理解をいただきたいと思ひます。

○江田五月君 ひとつよろしくお願いいたします。さて、ちよつとこの観点が変わりますが、砂防工事、河川工事というものが速やかに実施をされて、そして再度災害が起こらないようにしていく

ことが非常に重要と思いますが、そういった観点から、工事の発注時期を一体どういうふうにしていくのかという点も重要なことになると思うんです。

いまの、私何度も申し上げて恐縮ですが、岡山県の北部の方の山間部はやはり冬は雪が相当に降ります。雪に閉ざされる場所でありますが、しかし、どうもこのあたりの中小零細の土建業者の皆さんに聞くと、非常に雪の多いときに発注をされて工事がやりにくくてかなわぬ、何とかこれは考えてもらえないのかという話があります。伺いますと、しかし、出水期にやることはかえって二次災害をもたらす危険があるんで無理だ、さあそうすると出水期でなくて、しかも雪の降らない間に工事をしようということになると、これは発注の量が非常に少なくなってしまう、そのことはもちろん業者の望むところではないわけで、こういう中小零細の土建業者の皆さんも雪の中で仕事をすることをいってわけではないんです、一生懸命やるんです。しかし、たとえばここの冬なんか見ても、作業量の三〇％、四〇％ぐらいが除雪作業に追われてしまつておるんです。それじゃ一体その除雪費はどうなつておるかということなんです、北陸とか東北とか、雪の地方ならばそういうことも十分お考えくださつておるんだらうと思ひますけれども、残念ながら中国地方の山地などについてはなかなかそこまでお考えいただいていないということなんです。

これも建設省に伺つたら、いやそうではありません、五年程度期間をとつて、その間の平均積雪量をとつて除雪費はちゃんと計上しております、さあきちんと計上しておるといふような話を聞いて、地元で電話をかけてみますと、そんなことはない、一体どういふ費目でそれが入つておるのか、諸経費で入つておると言われても、それじゃちよつといかにも少ないじゃないか、とてもとても。県庁の方に聞いてみますと、いやそれは雪のあるときに工事をするように計画しておりますので除雪費は入れておりません。建設省と県庁と

の間の意見の違いの谷間で零細な土建業者が一生懸命雪をかきかき仕事をしながら、その除雪費は全然もらえていないという。ほかのところでもうけさしてやるからいいじゃないか、それじゃちよつとこれはおかしい話なんです、もう少し雪の中で工事をしようという場合に、この費用の面で暖かい手当てというものができないものかどうか、陳情めいて恐縮ですが、どういふことになりますか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(川本正知君) 先生からいまお話がございましたように、冬期間に、積雪期にどうしても工事をやらなければいけないというやうな地域もあろうかと思ひまして、そういった場合には、やむを得ず工事をしなきゃいかぬというケースには、現場におきましては、現地の除雪費はその地域の積雪の状況を勘案しまして工事費の中に入れてもいいということにはなつておるわけでございます。山地部の特に積雪の多い地域におきます砂防工事におきましては、全国的にもそういう指導はしておるところでございます。特にそういう積算に見るかどうかということと同時に、発注の時期というものはやはり考えていかなければいけないのではないかといいふうに思ひます。

砂防工事は、特に工事をやっておる最中に集中豪雨等によつて土石流が押し出してきたりいたしますと、非常に人命災害も起こしやすい、安全の問題もあるということもございまして、出水時期を避けるというのが普通やつておるケースではございまして、それは降雪の少ない時期に、少ない地域においてはそういうことでもいいと思ひますけれども、先生おっしゃるやうな降雪のあるやうな地域におきましては、できるだけ施工のやりやすい時期に工事を発注するということがやはり基本的な問題になるのではなからうかと思ひます。本年度は特に大幅な前倒し発注をするということと現在進めておりますので、特にそういう意味での早期発注ということを中心かけて、御心配のやうなことができるだけないようにしてまいりたいと思つております。

○江田五月君 終わります。

○委員長(吉田正雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田正雄君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉田正雄君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま、大木正吾君が委員を辞任され、その補欠として村田秀三君が選任されました。

○委員長(吉田正雄君) それでは、これより討論に入ります。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(吉田正雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉田正雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉田正雄君) 次に、土地区画整理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。閣建設大臣。

○閣僚大臣(始関伊平君) ただいま議題となりました土地区画整理法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

市街地における都市基盤施設整備の立ちおくれ、住宅地供給の停滞等の状況に対処するためには、土地区画整理事業の円滑な施行を確保しつつ、

その一層の推進を図ることがきわめて重要であります。

このため、地方住宅供給公社を土地区画整理事業の施行者に加えるとともに、土地区画整理事業の換地計画に関し専門的技術を有する者の養成確保等を行う必要があります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、地方住宅供給公社は、住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することが著しく困難である場合に、土地区画整理事業を施行することができるとしております。

第二に、建設大臣は、土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとし、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行うことができることとしております。

その他賦課金、清算金等に係る督促手数料に関する規定の整備等所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉田正雄君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

四月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、土地区画整理法の一部を改正する法律案

土地区画整理法の一部を改正する法律案

土地区画整理法の一部を改正する法律案

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

目次第一章に係る部分を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第三条の五)

目次中「第四節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長(第六十六条―第七十一条)」を「第四節建設大臣、都道府県知事及び市町村長(第六十六条―第七十一条)」を「第五節地方住宅供給公社(第七十一条の二)―第七十六条(第七十一条)」に改める。

第一章中第三条の四を第三条の五とし、第三条の三の次に次の一条を加える。

(地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事業)

第三条の四 地方住宅供給公社は、建設大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)が地方住宅供給公社の行う住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することが著しく困難であると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

第四十一条第二項中「十円以下」を「督促状の郵送に要する費用を勘案して建設省令で定める額以下」に改める。

第七十条第一項中「本節」を「この条」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を削る。

第二章に次の一節を加える。

第五節 地方住宅供給公社

(施行規程及び事業計画の認可)

第七十一条の二 地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)は、第三条の四の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣(市のみが設立した地方公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

2 地方公社が第三条の四の規定により施行する

土地区画整理事業については、市のみが設立した地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第一項に規定する認可と、その他の地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第二項に規定する認可とみなす。第四條第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(施行規程及び事業計画)

第七十一条の三 地方公社は、前条第一項に規定する認可の申請をしようとする場合においては、第三項の規定により聴取した地方公社団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 第五十三条第二項の規定は、前条第一項の施行規程について、第六條の規定は、同項の事業計画について準用する。

3 地方公社は、前条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、遅滞なく、当該意見書について都市計画地方審議会の意見を聴き、その意見を付して、これを建設大臣に送付しなければならない。ただし、当該意見書が市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものである場合においては、こ

れを建設大臣に送付することを要しない。

7 都道府県知事は、第五項の期間内に地方公社(市のみが設立したものを除く。)が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつた場合においては、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

8 建設大臣(市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係る意見書については、都道府県知事は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認める場合においては、地方公社に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないとする場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 前項に規定する意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

10 地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合(政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。)においては、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、関係都道府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第三條第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

13 地方公社は、第十一項の公告があるまでは、

施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 地方公社は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設大臣(市のみが設立した地方公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

15 第一項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとする場合について、第三項から第十項までの規定は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について、第十一項から第十三項までの規定は、前項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第一項、第三項、第四項及び第十一項中「前条第一項」とあるのは「第十四項」と、第十一項中「を公告し」とあるのは「施行地区及び設計の概要を」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、第十三項中「施行規程及び事業計画をもつて」とあるのは「施行規程又は事業計画の変更をもつて」と読み替へるものとする。

(土地区画整理審議会)
第七十一条の四 地方公社が施行する土地区画整理事業ごとに、地方公社に土地区画整理審議会(以下この節において「審議会」という。)を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八條第三項、第七項及び第八項並びに第六十二條第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「地方住宅供給公社理事長」と、第六十四條中「都道府県又は市町村」とあるのは「地方住宅供給公社」と読み替へるものとする。

(評価員)

第七十一条の五 第六十五条の規定は、地方公社が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「地方住宅供給公社理事長」と、同条第一項及び第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「地方住宅供給公社」と読み替へるものとする。

(審議会の委員及び評価員の公務員たる性質)
第七十一条の六 審議会の委員及び前条において準用する第六十五条第一項の規定により選任される評価員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七十二条第一項中「又は市町村長」を、「市町村長又は地方住宅供給公社理事長(以下「地方公社理事長」という。))」に改める。

第七十三条第一項中「若しくは市町村長」を、「市町村若しくは地方公社」に、「同条同項又は第六項」を「同項又は同条第六項」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「若しくは市町村長」を「市町村長若しくは地方公社理事長」に、「前条第一項又は第六項」を「同項又は同条第六項」に、「因り」を「より」に改める。

第七十四条中「若しくは市町村長」を、「市町村長若しくは地方公社理事長」に改める。

第七十五条の見出しを「(専門的技術等)に關し必要な措置」に改め、同条中「建設大臣に対し」の下に「地方公社は建設大臣、都道府県知事及び市町村長に対し」を加え、同条に次の二項を加える。

2 建設大臣は、仮換地の指定及び換地処分適正な実施その他土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、広く当該事業に關する専門的知識の維持向上に努めるものとする。この場合において、建設大臣は、政令で定めるところにより、換地計画に關する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行うことができる。

3 前項後段の技術検定を受けようとする者は、

政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
第七十六条第一項中「左の」を「次の」に、「たい積」を「たい積」に改め、同項に次の一号を加える。

四 地方公社が施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

第七十八条第三項中「若しくは市町村長」を、「市町村長若しくは地方公社理事長」に、「前条第一項又は第六項」を「同項又は同条第六項」に改める。

第七十九条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に改める。

第八十条第一項中「又は市町村長」を、「市町村長又は地方公社」に改める。

第八十一条第六項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十一条第一項、第九十二条第一項並びに第九十三条第一項及び第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に改める。

第九十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「と畜場」を「と畜場」に、「じんがい焼却場」を「ごみ焼却場」に改め、同項第三号中「養老施設」を「養護老人ホーム」に改め、同条第七項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に、「特別の定」を「特別の定め」に改める。

第九十六条第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に、「こえる」を「超える」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に改める。

第九十七条第一項中「又は市町村長」を、「市町村長又は地方公社」に改める。

第九十八条第三項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十九条第三項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第一百零三条第三項中「又は市町村長」を、「市町村長又は地方公社」に改める。

第一百零四条第九項中「第二項又は第三項の規定による」を「から第三項まで又は第三項の四の規定により施行する」に、「同条第四項の規定による」を「第三項第四項の規定により施行する」に改める。

第一百零八条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第一百零九条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に、「因り」を「より」に改める。

第一百十條第三項中「第四項まで」の下に「又は第三項の四」を加え、「附した」を「付した」に改め、同条第四項中「又は第四項の規定による施行者は政令で」を「若しくは第四項又は第三項の四の規定による施行者は施行規程で」に、「十以下」を「督促状の郵送に要する費用を勘案して建設省令で定める額以下」に改め、同条第五項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三項の四」に改め、同条第八項中「第四項まで」の下に「又は第三項の四」を加え、「同条第二項」を「第四十二條第二項」に改める。

第一百十八條第一項中「第二項又は第三項」を「から第三項まで又は第三項の四」に改める。

第一百二十條を削り、第一百十九條の二第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条を第一百二十條とし、第一百十九條の次に次の一条を加える。

第一百十九條の二 地方公社は、地方公社が施行する土地区画整理事業の施行により利益を受ける地方公共団体に對し、その利益を受ける限度において、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公社が負担する費用の額及び負担の方法は、地方公社と地方公共団体とが協議して定める。

3 前項に規定する協議が成立しない場合においては、当事者の申請に基づき、建設大臣が裁定

する。この場合において、建設大臣は、当事者の意見を聴くとともに、自治大臣と協議しなければならない。

第二百二十七條第十号を同条第十二号とし、同条第九号の次に次の二号を加える。

十 第七十一条の二第二項又は第七十一条の三第十四項の規定による認可

十一 第七十一条の三第八項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による通知

第二百二十七條の二第二項中「又は都道府県」を「都道府県又は地方公社」に、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方公社」に、「都道府県がした処分」を「都道府県又は地方公社(市のみが設立したものを除く。)がした処分」に改める。

第二百二十八條第四項中「第十三條第三項」を「第十條第三項」に、「又は第六十九條第九項(同条第十三項及び第六十六項において準用する場合を含む。))」を「第六十九條第九項(同条第十三項及び第六十六項において準用する場合を含む。))又は第七十一条の三第十一項(同条第十五項において準用する場合を含む。))」に改める。

第二百三十條第一項中「第七十條第三項」の下に「及び第七十一条の四第三項」を加え、「あわせて」を「併せて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二百三十六條中「事業計画」を「事業計画」に改め、「場合において」の下に「地方公社(市のみが設立したものを除く。))は第七十一条の二第一項の事業計画を定め、又は変更しようとする場合において」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に、「但し」を「ただし」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政

令で定める日から施行する。

(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

2 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「住宅・都市整備公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を、「当該公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を加える。

第二十一条第一項中「第三条の三第一項」を「第三条の四」に改める。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

3 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第百九十九条の二」を「第百二十条」に改める。

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、土地地区画整理法の一部を改正する法律案

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路整備促進に関する請願(第三二一七号)

一、地方住宅供給公社の家賃制度改悪反対等に関する請願(第三二四一号)

一、脊椎捻挫(二分脊椎)症児者の高速料金割引制度に関する請願(第三一九八号)

一、地方住宅供給公社の家賃制度改悪反対等に関する請願(第三二二三号)

一、身体障害者に対する建設行政に関する請願(第三二七八号)

第三二一七号 昭和五十七年四月九日受理

道路整備促進に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡御前山村長倉九

九四 淀川和夫 外五十八名

紹介議員 郡 祐一君

昭和五十七年五月十七日印刷

道路は国民生活の安定向上はもとより、国の産業経済の発展の基盤として不可欠の公共施設である。我が国の道路は昭和二十九年度に発足した第一次道路整備五箇年計画以来、今日の第八次計画に至るまで計画的に整備が進められ、同時に昭和二十八年に創設されたガソリン税等の道路整備のための特定財源制度とあいまつて、飛躍的な進展をみた。しかしながらそれは過去の悪すぎた道路に比較してのことであつて、整備水準は量的にも質的にもまだまだ十分である。すなわち、大動脈である縦貫高速自動車国道はほぼ完成に近づいているが、これと地方を結ぶ横断高速自動車道の建設は緒についたばかりであり、また、一般国道、地方道の数多く残されている未改良部分の整備、バイパスの建設はもとより地域住民の生活に直結している市町村道の拡充整備等推進すべき事業は山積している。このため国民の道路整備に対する要望は極めて強く、このことを目的に結成されている道路整備促進期成同盟会等の団体は全国で千三百余に及んでいる。二十一世紀に向かつてますます多様化、高度化する国民のニーズにこたえ、豊かな実りある地方の時代を築くために安定した財源のもとで計画的に道路整備を推進することは正に国民的な課題である。よつて、次の事項について実現を図られたい。

一、道路整備の着実な推進を図るため、昭和五十七年度を最終年度とする第八次道路整備五箇年計画に引き続き、投資規模を飛躍的に増大させた第九次計画を早期に策定すること。

二、第九次計画の円滑な実施のため、現行の道路特定財源制度を堅持するとともに、自動車重量税の現行の運用の維持、一般財源の大幅な投入を図ること。

第三二四一号 昭和五十七年四月十二日受理

地方住宅供給公社の家賃制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区大蔵三ノ三ノ二

〇ノ二〇六 佐久間春雄 外二千

昭和五十七年五月十八日発行

八百五十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二一六〇号と同じである。

第三一九八号 昭和五十七年四月十三日受理

脊椎捻挫(二分脊椎)症児者の高速料金割引制度に関する請願

請願者 大阪府城東区鳴野西五ノ一ノ二

ノ七〇五全国脊椎捻挫(二分脊椎)症児者を守る会内 正中利江 外二千名

紹介議員 前島英三郎君

脊椎捻挫(二分脊椎)症は、現在、その原因も治療法とも、十分に解明されていない難病である。本症は妊娠初期に、なんらかの原因で、胎児の脊椎骨の形成が阻害され、脊椎管の後部が開いたままの状態となり、脊髄がはみ出して腰部の瘤となつて現れる。これを出産後、細菌感染による脳脊髄膜炎等から守るため、縫合手術をするが、術後も、失われた神経機能は回復しないため、下肢のまひ、皮膚感覚の欠除、大小便の失禁等が残り、合併症として水頭症が多発する。また、内臓奇形を伴うことも多く、これらの諸障害から、成長するに当たって、下肢の変形や、褥瘡が発生し、そして、膀胱障害が進むと重大な腎臓障害を起こす。これらの治療のため、脳神経外科、整形外科、泌尿器科等の各専門医によつて総合的な治療を受けなければならず、本人、家族の経済的、精神的負担は、はかり知れないものがある。現在、児童福祉法による育成医療制度や、関係諸制度の適用が拡大され、脊椎や水頭症の手術については、患者負担が大幅に軽減されたが、成人の場合はこの制度の適用が受けられず、また、膀胱、腎臓障害の通院治療については、なんの制度も設けられていない。ついては、本症の原因究明とともに、治療法の確立のための系統的、総合的対策の一環として、本症の地域医療が確立されていない現在遠隔地まで治療通院をせざるを得ない脊椎捻挫(二分脊椎)症児者について、高速道路利用料金の割引制度を確立されたい。

第三二七八号 昭和五十七年四月十四日受理

身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町上野町 小

谷内俊次

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第九六二号と同じである。

第三二七八号 昭和五十七年四月十四日受理

身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町上野町 小

谷内俊次

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第九六二号と同じである。

第三二七八号 昭和五十七年四月十四日受理

身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町上野町 小

谷内俊次

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第九六二号と同じである。

第三二七八号 昭和五十七年四月十四日受理

身体障害者に対する建設行政に関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町上野町 小

谷内俊次